

調布市子ども・子育て支援事業計画 「調布っ子すこやかプラン」

—平成29年度実績報告—



《調布市子育て応援シンボルマーク》

～未来にはばたくすべての子どものために～
～すべての子育て家庭のために～

平成30年10月
調布市子ども生活部子ども政策課

調布市子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、「幼児期の学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業（全13事業）」に係る需要量の見込みや、これらの確保方策及びその実施時期等を法定記載事項として記載し、基本的な方針を定めたものです。

調布市子ども・子育て支援事業計画実績報告では、この指針に基づき、各年度、施策の実施状況を公表することになっています。本書は、平成29年度の実績報告書として、まとめたものです。編集にあたっては、子育て家庭を対象に地域の実情に応じ実施されている「地域子ども・子育て支援事業」について、実績報告と併せて市の子育て支援事業についての案内も掲載しています。今後、市民の皆様が事業を利用する際にご活用ください。

< 目 次 >

第1章	計画の推進にむけて	1
1	計画の推進体制	1
2	計画の達成状況の点検及び評価	1
第2章	計画の概要	2
1	計画策定の背景	2
2	計画の位置づけ	4
第3章	理念等	5
1	計画の目的	5
2	基本理念	5
3	計画の基本的方向	6
第4章	調布市の現況	8
第5章	計画の実施状況及び各事業概要	15
1	事業計画	15
(1)	幼児期の学校教育・保育（施設型給付）	16
(2)	地域子ども・子育て支援事業	21
①	利用者支援事業	25

②	時間外保育事業（延長保育事業）	26
③	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）・放課後子供教室事業 （ユーフォー）	28
④	子育て短期支援事業（ショートステイ）	33
⑤	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	35
⑥	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者によ る要保護児童等に対する支援に資する事業	36
⑦	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）	37
⑧	一時預かり保育，子育て短期支援事業（トワイライトステイ） 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	39
⑨	幼稚園の預かり保育	44
⑩	病児保育事業（病児・病後児保育）	45
⑪	妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）	46
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	47
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	48
2	母と子どもの健康支援	49
3	特別な配慮が必要な子どもへの支援	53
(1)	要保護児童に関する支援	53
(2)	ひとり親家庭等の支援	55
(3)	発達の遅れやかたよりのある子ども，障害のある子どもへの支援	57
4	子ども・子育て支援の新たな課題と調布市の方向性	62
(1)	妊娠・出産期からの安定的な支援	62
(2)	子どもの貧困対策の推進	65
(3)	困難を有する若者への支援（調布市子ども・若者計画）	70
	相談連絡先一覧	79

索引

第1章 計画の推進にむけて

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、子育て家庭、事業者等、子育て当事者の意見の反映を始め、子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するとともに、計画を定期的に点検・評価し、必要に応じて改善を促すため、調布市子ども・子育て会議を設置しています。

また、庁内関係各課や、その他の機関、国、都、近隣市と連携しながら、計画を推進します。

2 計画の達成状況の点検及び評価

(1) 目標値と評価指標

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが必要です。

計画の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要であり、このような取り組みを評価するため、調布市子ども・子育て会議において、進捗状況を継続的に点検・評価し、施策の改善につなげていきます。

(2) 進捗状況の管理（達成状況の点検・評価・計画の見直し）

各年度において、計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施していきます。この一連の過程を開かれたものとするため、調布市子ども・子育て会議を活用します。

計画期間中においても、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の利用希望者数が、量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要です。利用希望者数の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行います。

第2章 計画の概要

1 計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要です。

このような状況下で、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため平成15年に「次世代育成支援対策推進法¹」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。さらに平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」が制定されるとともに、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（認定こども園法の一部改正法）」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が制定されました。以上の「子ども・子育て関連3法」に基づき「子ども・子育て支援新制度²」が創設され、子どもの教育、保育、子育て支援の推進を図ることとしています。

子ども・子育て支援新制度における「子育てをめぐる現状と課題」

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 独身男女の約9割が結婚意志を持っており、希望子ども数も2人以上
- 家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化
- 子ども・子育て支援が量・質ともに不足
- 家族関係社会支出の対GDP比の低さ
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 子ども・子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保
・待機児童の解消
・地域の保育を支援

地域の子ども・子育て支援の充実

¹次世代育成支援対策推進法：地方公共団体及び事業主に対し、国の指針に基づく子育て支援のための行動計画の策定を義務づけ、国・地方公共団体・企業が一体となって次世代育成支援対策に集中的・計画的に取り組む内容を定める。平成15年7月制定。平成27年から平成37年まで10年間延長された。

²子ども・子育て支援新制度：次頁、コラム参照。



子ども・子育て支援新制度とは？

急速な少子化の進行や深刻な待機児童問題等，子ども・子育てをめぐる様々な課題の解決を目指して，平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しました。

この3つの法律に基づき，幼児期の教育・保育の総合的な提供や，地域の子ども・子育て支援の一層の充実，待機児童の解消等を目指して，平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。

新制度では，幼稚園等での幼児教育と，保育を必要とする子どもへの保育を個人の権利として保障するために，子どものための教育・保育給付制度が導入され，幼稚園，保育所，家庭的保育事業等を利用した場合，その費用に関し，公費から給付が受けられるようになりました。

また，子どものための現金給付である児童手当は，中学校修了前までの児童のいる家庭に対して現金が支給されるものです。

地域子ども・子育て支援事業は，子ども・子育て支援法第59条に定められた以下の13事業であり，就労の有無に関わらず，すべての子育て家庭を対象に地域の実情に応じて実施される事業です。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について，市が子ども・子育て支援制度の実施主体となり，地域のニーズに応じた量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ事業計画を作成し，計画的に教育・保育及び地域子ども子育て支援事業を実施しています。

【新制度における給付・事業の全体像】

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
<p>子どものための教育・保育給付</p> <p>(小学校に入る前までの子対象)</p> <p>施設型給付 (幼稚園・保育所・認定こども園)</p> <p>地域型保育給付 (小規模保育・家庭的保育 ・事業所内保育・居宅訪問型保育)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 利用者支援に関する事業 <新規> 2) 時間外保育事業(延長保育事業) 3) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ) 4) 子育て短期支援事業(子どもショートステイ) 5) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問) 6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 7) 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば) 8) 一時預かり保育，子育て短期支援事業(トワイライトステイ)，子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) 9) 幼稚園の預かり保育 10) 病児保育事業(病児・病後児保育) 11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診) 12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
<p>子どものための現金給付</p> <p>(中学校修了前までの子対象)</p> <p>児童手当</p>	

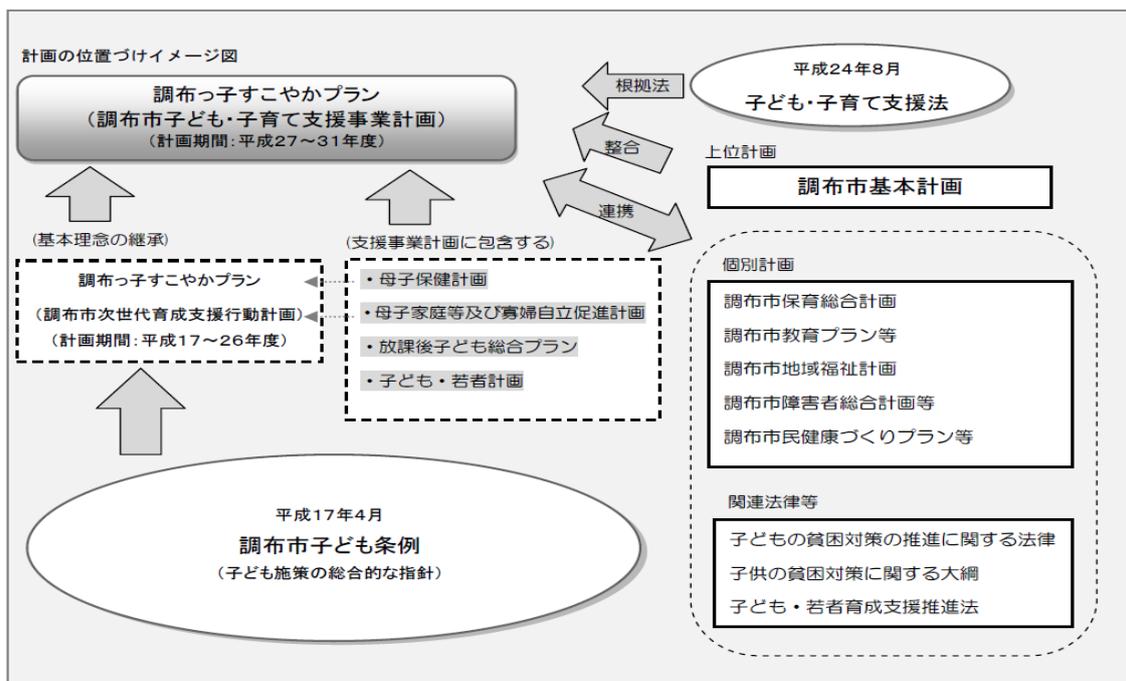
2 計画の位置づけ

目標値と評価指標

調布市では、「子どもは調布の宝，未来への希望」として地域社会全体で育てていきたいという願いを込めて，子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する総合的な指針である「調布市子ども条例」を制定し，平成17年4月から施行しています。この「調布市子ども条例」の理念を具現化するため，次世代育成支援対策推進法に基づき，平成17年度から「調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）」を策定し，子どもや子育て家庭を総合的に支援する事業を展開してきました。

これまで取組を進めてきた「調布っ子すこやかプラン」の基本的な考え方等を，子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画である本計画に継承していきます。

本計画は「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」及び「母子保健計画」，「放課後子ども総合プラン」，「子ども・若者計画」を包含するとともに，待機児童対策（調布市保育総合計画）や障害児(者)支援や教育環境の整備等の取組を含めて，子ども・子育て支援施策を展開する計画です。上位計画である「調布市基本計画」との整合を図りながら，調布市が策定したさまざまな計画，関連法律等と連携を図り推進していきます。



第3章 理念等

1 計画の目的

本計画は、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「保育の量的拡大・確保」、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

2 基本理念

本計画の基本理念は、調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）から継続して「調布市子ども条例」が目指す基本理念に準じて定めます。

**緑と水に恵まれた自然や、家庭、学校等
及び地域のつながりの中で、
子どもが夢を持って健やかに育ち、
安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指す**

（調布市子ども条例 前文（抜粋））

北に武蔵野の面影を残す深大寺の森、南にゆるやかに流れる多摩川等、豊かな自然に恵まれた調布市で、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して子どもの成長や子育て家庭を支えていかなければなりません。

「子どもが夢を持って健やかに」育つことができるように、子どもを取り巻く環境の整備を家庭、学校等、地域、事業主の連携のもと市が総合的な調整役を担い、すべての子どもの支援を推進します。

「安心して子どもを産み育てられる」ように子育て家庭に対して支援を行うことに加えて、地域全体で子育てを行う体制や社会環境を整備していきます。

また、調布市は平成19年5月5日に「子ども 夢 すこやか まちづくり～いじめや虐待のないまち宣言～」をしました。これは、東京都内自治体ではじめての宣言です。家庭、学校等、地域、事業主及び市は力を合わせていじめや虐待をなくし、子どもたちがあたたかい人間関係を育み、夢を持って健やかに育つことができるまちづくりを、より一層進めていくことを宣言したものです。

3 計画の基本的方向

計画の推進にあたっては、国の示す「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」及び「調布市子ども条例」を基にした、以下の6つの視点を基本的方向とし、子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

(1) 一人ひとりの子どもを尊重する視点 <調布市子ども条例前文関連>

調布市子ども条例の前文に「子どもは、個性が認められ、自分らしく生きる権利をはじめ、個人の尊厳を持ったかけがえのない存在である。」とあるように、一人ひとりの子どもの幸せのために子どもの人権を尊重し、その権利が十分保障されるよう施策を推進します。

(2) 子ども・子育て支援の量・質の両面を充実する視点

すべての子どもと子育て家庭を対象として、保護者が安心して預けることができ、子どもが健やかに成長できるように、利用の状況や利用希望の実情等を踏まえ、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質の両面にわたり充実していくための取組を計画的に進めます。

また、計画の内容と実際の状況に乖離が生じた場合は、柔軟に対応します。

(3) 多様なニーズに応じた柔軟かつ総合的な支援の視点<調布市子ども条例第9条関連>

子育て家庭の生活実態や子育て支援のニーズが多様化していることを踏まえ、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的なサービスの提供を進めます。

実施にあたっては、妊娠・出産期から安定的かつ継続して支援することに配慮し、子どもの年齢によって変化する利用者のニーズに応じ多様な子育て支援を進めます。

(4) 子どもとともに保護者も支援する視点 <調布市子ども条例第9条関連>

子育てを楽しみ、子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感等を和らげることを通じて、保護者自身も成長し、子育てについての責任を果たすことや子育ての権利を享受することができるようにするための支援を進めます。

(5) 困難を抱える子ども・若者等への支援の視点 <調布市子ども条例第6条関連>

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、障害や疾病、ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」）³、児童虐待、いじめ、生活困窮等、その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもや、その家族を支援します。

あわせて、若年無業者等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族についても支援していきます。

(6) それぞれの地域で子ども・子育てを支援する視点

<調布市子ども条例第13条～第17条関連>

子どもは、調布の「宝」、「未来への希望」であり、子育ては家庭のみならず、広く地域全体で支えていくことが必要です。

そのためには、子ども・子育て支援は広く地域全体で取り組むべき課題であるという意識の醸成とともに、「ネットワーク保育システムC-SO（シーソー）」を中心として、家庭、学校等、地域、企業、団体、行政がそれぞれの役割のもとで協働して子ども・子育て支援を進めるための仕組みづくりを推進します。

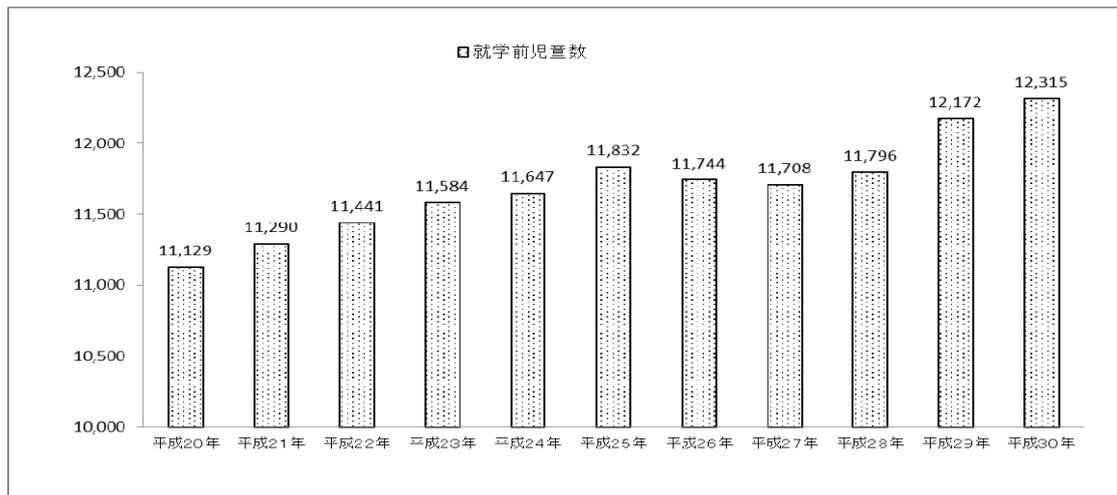
³ドメスティック・バイオレンス：配偶者や内縁関係等、親しい間柄のパートナーから振るわれる暴力のこと。

第4章 調布市の現況

1 就学前児童数の推移

0～5歳の就学前児童の推移をみると、平成20年と比較すると平成30年には、1,186人増加し、12,315人となっており増加傾向です。

就学前児童数の推移

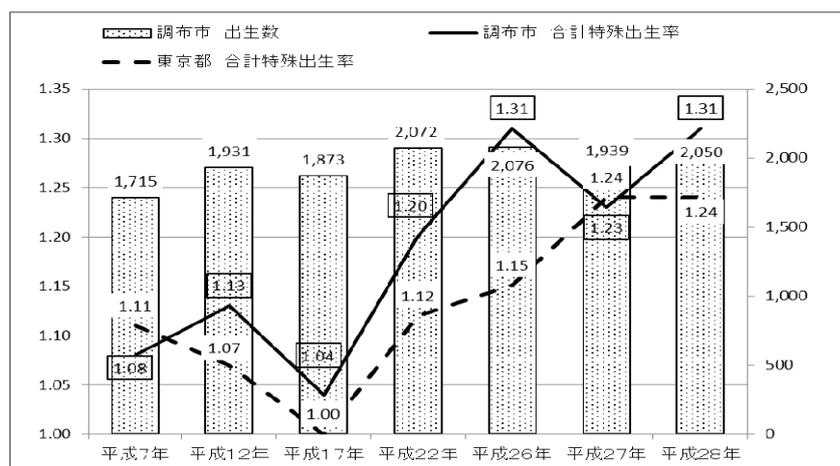


資料：調布市市民部市民課「住民基本台帳」各年4月1日時点

2 出生数の推移

調布市の合計特殊出生率については、平成27年に、東京都平均と比較して下回りましたが、平成28年は上回りました。年間あたりの出生数は、平成28年で2,050人であり、平成27年度に比べ、増加しました。

合計特殊出生率⁴・出生数（市）の推移



東京都人口動態統計年報「合計特殊出生率」(各年10月1日時点)

⁴合計特殊出生率：1人の女性が生涯に産むと見込まれる子どもの数を統計的に算出したもの(15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計して算出)。

3 就学前児童数と利用施設

調布市の平成30年4月1日時点の就学前児童数は12,315人です。平成21年と平成30年を比較するとすべての年齢で増加しています。認可保育所⁵の入所数も全ての年齢で増加しています。

就学前児童数と認可保育所入所数の変化

年齢区分	平成21年		平成30年	
	就学前児童数	認可保育所(保育園)入所数	就学前児童数	認可保育所(保育園)入所数
0歳	1,963	256	2,064	527
1歳	2,021	423	2,090	873
2歳	1,883	509	2,048	994
3歳	1,790	563	2,130	1020
4歳	1,808	540	2,027	949
5歳	1,825	544	1,956	878
合計	11,290	2,835	12,315	5,241

資料：調布市市民部市民課「住民基本台帳」各年4月1日時点
調布市子ども生活部保育課「認可保育所入所数」各年4月1日時点

保育所，子ども発達センター通園事業⁶，幼稚園，在宅等⁷に区別し，年齢別に構成比をみると，2歳児までの多くが在宅等・保育所の児童です。一方で，3歳児から5歳児までの多くが幼稚園・保育所に通い，在宅等は少ない状況です。

平成30年 保育所等利用施設別の児童数（就学前）（単位：人）

	児童数	利用施設別							
		在宅等	幼稚園	子ども発達センター通園事業	保育所	認可		認証	保育ママ等
						公立	私立		
0歳	2,064	1,469	0	0	595	87	440	60	8
1歳	2,090	1,107	0	0	983	169	704	99	11
2歳	2,048	957	9	0	1,082	202	792	86	2
3歳	2,130	76	998	11	1,045	237	783	25	0
4歳	2,027	61	994	12	960	246	703	11	0
5歳	1,956	52	1,002	11	891	255	623	13	0
合計	12,315	3,722	3,003	34	5,556	1,196	4,045	294	21

資料：調布市市民部市民課「住民基本台帳」各年4月1日時点
調布市子ども生活部保育課「認可保育所入所数」各年4月1日時点（幼稚園のみ5月時点）
調布市福祉健康部子ども発達センター「子ども発達センター(児童数)」4月1日時点

⁵認可保育所：児童福祉法に基づく設置許可を受けている保育施設。一般に「保育園」と呼ばれている。

⁶子ども発達センター通園事業：専門的支援を必要とする障害のある3～5歳児を対象に，児童発達支援事業を実施し，子どもの特性に応じた個別的療育プログラムを提供し，社会的能力，認知能力，運動・活動能力等の育ちを支援する。

⁷在宅等：保育所，子ども発達センター通園事業及び幼稚園に通う以外の児童。

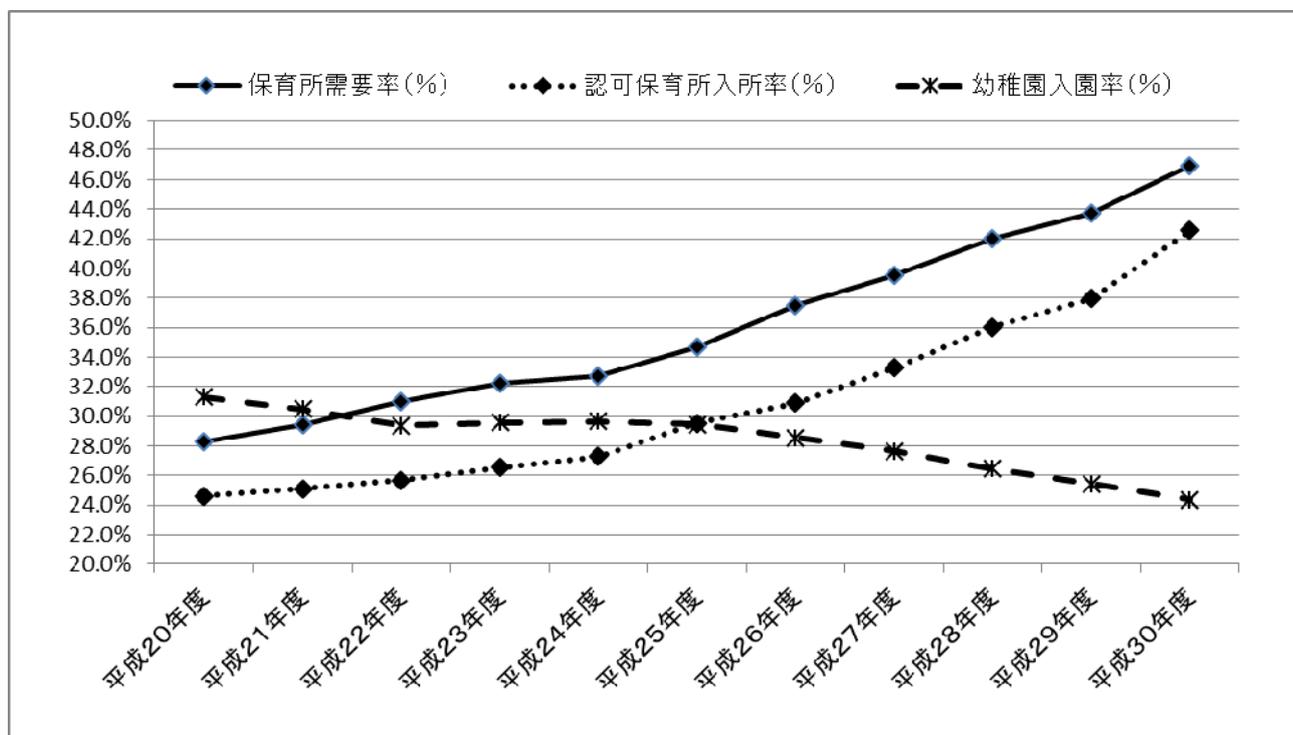
「保育需要率⁸」は年々増加し続け、平成20年度と平成30年度を比べると、18.6ポイント増加しました。「認可保育所入所率⁹」も増加し続けていて、平成20年度では24.6%と「幼稚園入園率¹⁰」に比べて6.7ポイント低い状況でしたが、平成25年度ではいずれも29.5%と同率になり、平成26年度以降は「認可保育所入所率」が上回り続けている状況にあります。

保育需要と認可保育所入所と幼稚園入園の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
就学前児童数	11,129	11,290	11,441	11,584	11,647	11,832	11,744	11,708	11,796	12,172	12,315
保育需要	人数	3,144	3,321	3,542	3,733	3,814	4,109	4,403	4,630	4,951	5,319
	率(%)	28.3%	29.4%	31.0%	32.2%	32.7%	34.7%	37.5%	39.5%	42.0%	43.7%
認可入所	人数	2,741	2,835	2,940	3,076	3,179	3,494	3,629	3,898	4,252	4,621
	率(%)	24.6%	25.1%	25.7%	26.6%	27.3%	29.5%	30.9%	33.3%	36.0%	38.0%
幼稚園入園	人数	3,483	3,441	3,359	3,426	3,455	3,487	3,355	3,236	3,123	3,096
	率(%)	31.3%	30.5%	29.4%	29.6%	29.7%	29.5%	28.6%	27.6%	26.5%	25.4%

資料：調布市市民部市民課「住民基本台帳」各年4月1日時点
調布市子ども生活部保育課「幼稚園・保育所(児童数)」各年4月1日時点(幼稚園のみ5月時点)

保育需要率と認可保育所入所率と幼稚園入園率の推移



⁸ 保育需要率 = 保育需要数(保育所入所数(全年齢) + 待機児童数) ÷ 就学前児童数 × 100

⁹ 認可保育所入所率 = 認可保育所入所数 ÷ 就学前児童数 × 100

¹⁰ 幼稚園入園率 = 幼稚園入園数 ÷ 就学前児童数 × 100

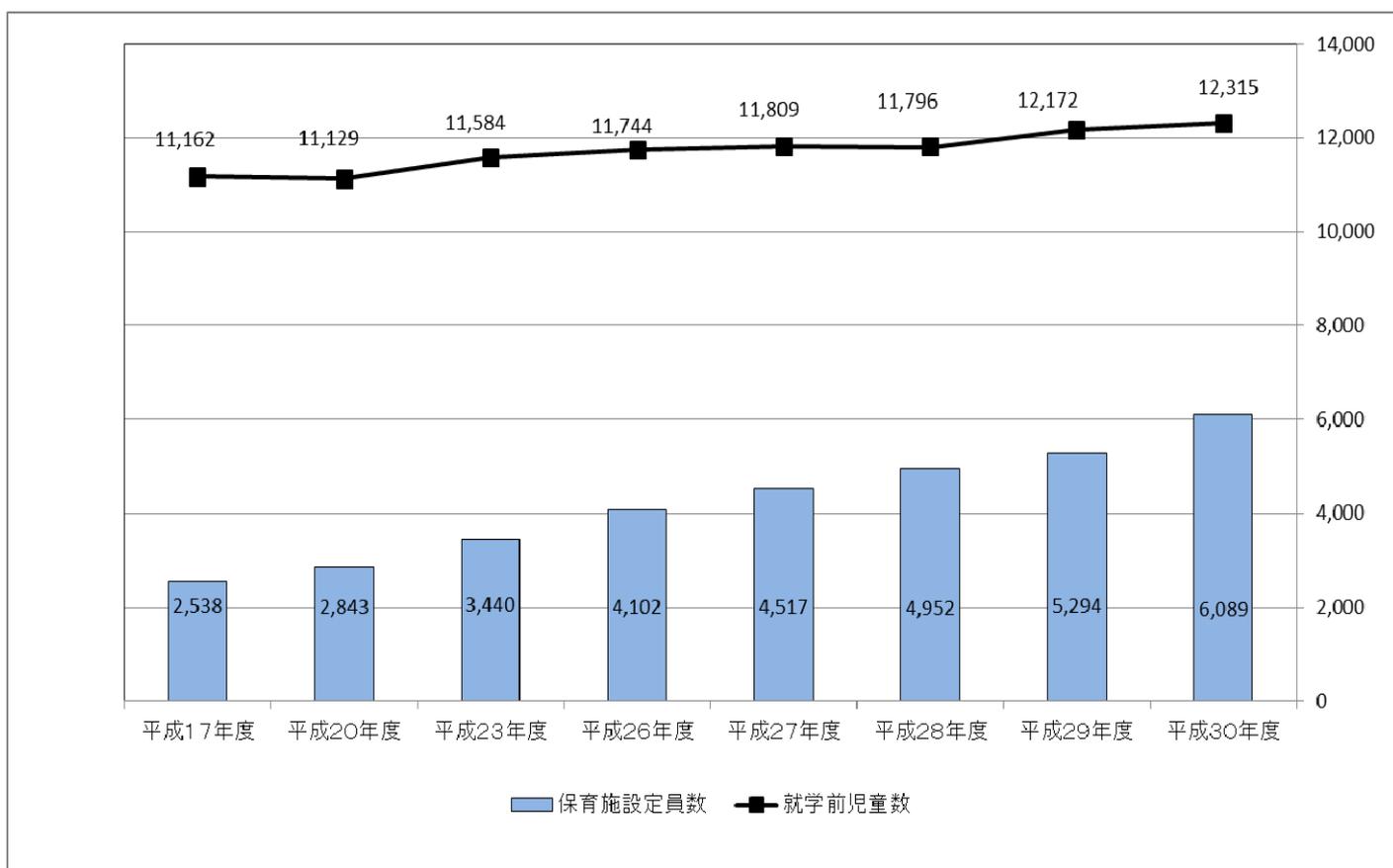
4 保育施設の整備率の推移

各保育施設の定員数の総計は、平成17年度と平成30年度を比べると約3,500名増加しています。それに伴い、整備率も26.7ポイント伸びています。また、就学前児童数も約1,100人増加しています。

各保育施設定員数と整備率の推移（各年4月時点）

定員数	平成17年度	平成20年度	平成23年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認可保育園	2,356	2,589	2,960	3,489	3,927	4,393	4,782	5,593
認証保育所	154	226	455	551	536	505	466	461
保育室/グループ	15	15	0	39	39	39	39	28
家庭福祉員	13	13	25	23	15	15	7	7
計(A)	2,538	2,843	3,440	4,102	4,517	4,952	5,294	6,089
就学前児童数(B)	11,162	11,129	11,584	11,744	11,809	11,796	12,172	12,315
整備率(A/B)	22.7%	25.5%	29.7%	34.9%	38.3%	42.0%	43.5%	49.4%

資料：調布市市民部市民課「住民基本台帳」各年4月1日時点
調布市子ども生活部保育課「各保育施設定員数」各年4月1日時点



5 調布市の待機児童対策と現状

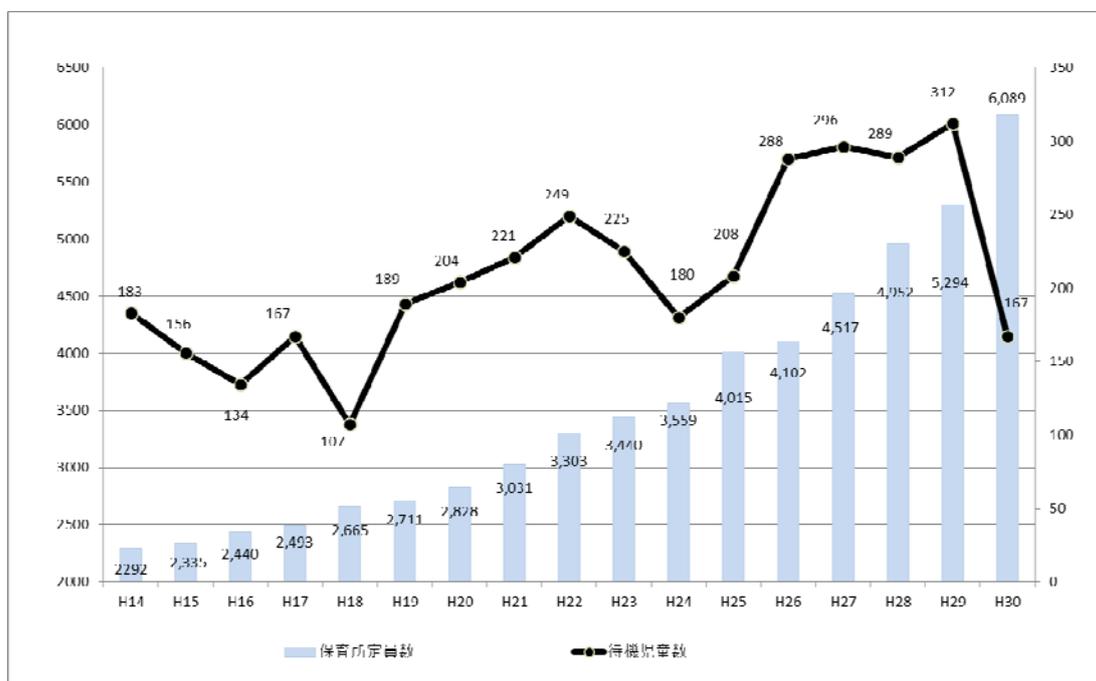
調布市ではこれまでに、下記のような待機児童¹¹対策に取り組み、平成14年度から平成29年度までの16年間で3,797人の定員拡大を図りました。

【調布市のこれまでの待機児童対策】

- ・認可保育園の新規誘致
- ・東京都認証保育所の誘致
- ・家庭福祉員¹²の誘致
- ・認可保育園の定員の弾力化¹³
- ・株式会社参入の自由化
- ・市内不動産情報の収集及び事業者とのマッチングによる認可保育園の整備
- ・生産緑地を活用した認可保育園の整備
- ・教育（学校）用地を活用したグループ型保育施設の整備
- ・既存民間施設を活用したグループ型保育施設の整備

平成30年4月1日の保育園待機児童数は167人（前年比145人減）という状況です。保育ニーズの増加により、依然として100人を超える待機児童数があることから、待機児童対策は喫緊の課題となっています。今年の待機児童数は、ここ10年間で最も少ない状況です。

保育所の定員数と待機児童数の推移



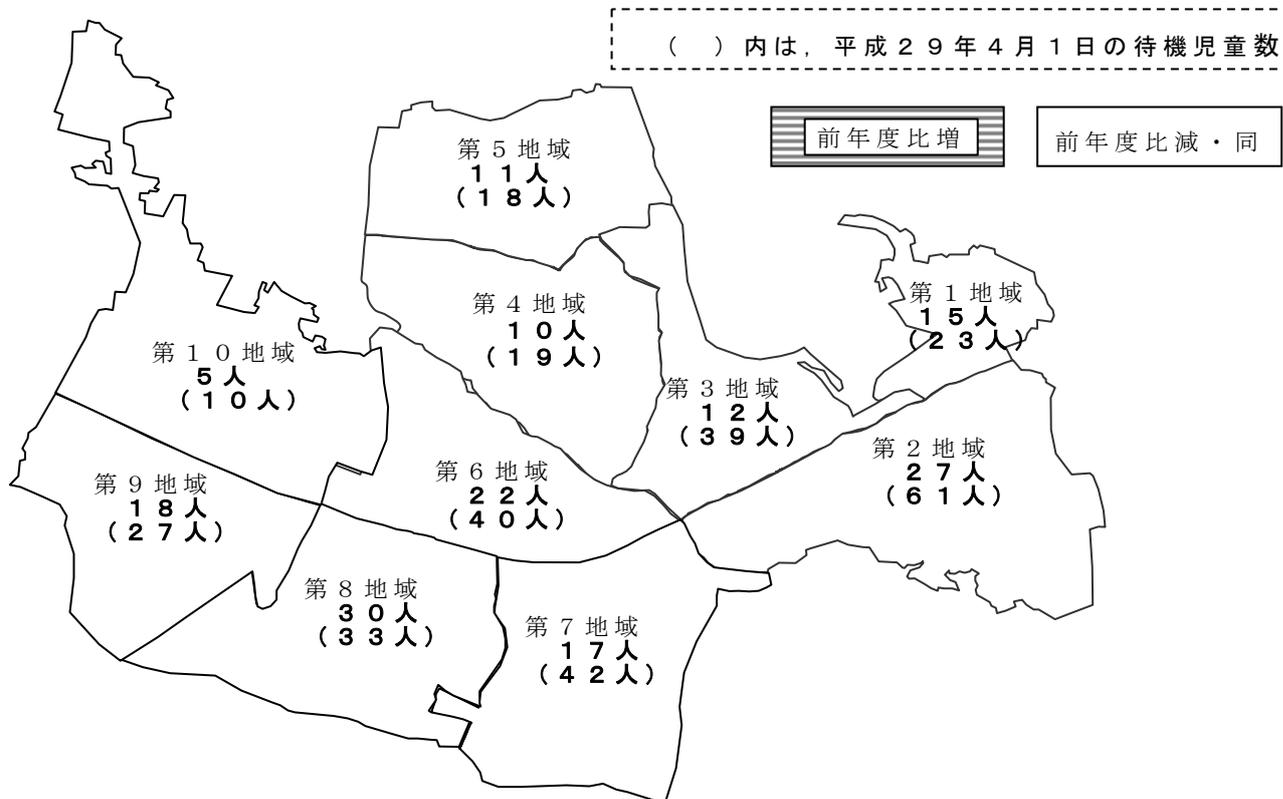
¹¹待機児童：認可保育所への入所申込みをしており、入所要件に該当しているが、入所していない児童の数から認証保育所・家庭福祉員・自治体独自の施策等で保育を受けている者、及び近くに入所可能な保育所があるにもかかわらず、保護者の都合で入所しない者を除いた児童。（13ページ「待機児童の定義について」参照）

¹²家庭福祉員：通称、保育ママ。就労等のため昼間保育が困難な0～2歳児を、保育士等の有資格者の自宅等にて、家庭的な雰囲気の中で保育を行う制度。

¹³定員の弾力化：一定条件の下で、認可定員を超えて児童を受け入れること。

待機児童地域分布及び年齢別詳細（平成30年4月1日時点）

地域	町名	総数	年齢別				
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上
第1	仙川町2・3丁目、緑ヶ丘1・2丁目	15	10	5	0	0	0
第2	菊野台2・3丁目、東つつじヶ丘2・3丁目、西つつじヶ丘4丁目、入間町1～3丁目、仙川町1丁目、若葉町1～3丁目	27	8	17	2	0	0
第3	柴崎1・2丁目、菊野台1丁目、東つつじヶ丘1丁目、西つつじヶ丘1～3丁目、深大寺東町3・4丁目	12	3	8	1	0	0
第4	佐須町1・2・4・5丁目、深大寺元町2～5丁目、深大寺東町1・2丁目、深大寺南町1～5丁目	10	2	7	1	0	0
第5	深大寺北町1～7丁目、深大寺東町5～8丁目	11	8	3	0	0	0
第6	小島町1丁目、布田1・2丁目、国領町1・2丁目、佐須町3丁目、調布ヶ丘1～4丁目、深大寺元町1丁目、八雲台1・2丁目	22	6	13	3	0	0
第7	国領町3～8丁目、染地2・3丁目	17	2	13	2	0	0
第8	小島町2・3丁目、布田3～6丁目、染地1丁目、多摩川3～7丁目	30	12	16	2	0	0
第9	飛田給2・3丁目、上石原2・3丁目、下石原2・3丁目、多摩川1・2丁目	18	3	14	1	0	0
第10	飛田給1丁目、上石原1丁目、富士見町1～4丁目、下石原1丁目、野水1・2丁目、西町	5	0	5	0	0	0
平成30年度合計		167	54	101	12	0	0
(参考) 平成29年度合計		312	78	151	83	0	0



※全ての地域で、前年度と比べ待機児童数が減少しました。



待機児童の定義について

調査日時点において、保育の必要性の認定がされ、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、利用していない者を把握すること。（平成29年3月31日付け雇児保発0331第6号（厚生労働省通知）「保育所等利用待機児童数調査について」から抜粋）

【通知抜粋】

「保護者が求職活動中の場合については、待機児童数に含めること。ただし、求職活動中であることを事由とした申込みについては、調査日時点において求職活動を行っておらず、保育の必要性が認められない状況にあることの確認ができる場合には、待機児童数には含めないこと。」

【潜在的待機児童】

保護者が特定の保育園を希望していたり、認可外施設等の利用、育児休業中等は、待機児童から除外できる要件としています。このように、認可保育園に入りたくても待機児童に含まれない児童は、「潜在的待機児童」と言われています。

また、平成29年度からの新たな定義では、親が育休中で、「保育園に入園できれば復職できること」が確認できた場合には、待機児童に含めることになりました。

【調布市の状況】

<待機児童に含める>

- ・育児休業で延長されている方
- ・求職中で申込みされている方

<待機児童に含めない>

- ・認可外（認証保育所、保育ママ、グループ型保育、企業主導型保育所）に入っている方
- ・特定の保育施設だけを希望された方

第5章 計画の実施状況及び各事業概要

1 事業計画

- 子ども・子育て支援の具体策は、「調布市の将来人口推計」、「調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」及び各事業の利用状況等を基に、第3章「計画の基本的方向」で記述した6つの視点に沿って策定しています。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て対策事業の提供区域として、全市を1区域と捉えて設定しています。
今後の教育・保育にかかる施設整備及び各事業の提供にあたり、年度ごとの状況に柔軟に対応するため市内全域での事業計画を策定しています。



(1) 幼児期の学校教育・保育（施設型給付）

【平成29年度新規開園実績について】

平成28年度に整備を行った施設について、平成29年4月までに新規開園した認可保育園が3園、平成29年6月に新規開園した認可保育園が1園、認証保育所から認可保育所へ移行した園が2園、移設に伴う建替えが1園あり、全体として335人の定員拡大を図りました。最終的な総定員の増減としては、既存の認証保育所の定員変更等を含めると、342人増となっています。



パイオニアキッズ第2仙川園（平成29年4月開園）
【定員：80人】



調布エンジェル保育園（平成29年4月開園）
【定員：80人】



調布もみじの森保育園（平成29年4月開園）
【定員：61人】



仙川ちとせ保育園（平成29年6月開園）
【定員：71人】



ピノキオ幼児舎つつじヶ丘保育園（認証保育所の認可化）【定員：40人（認可化前定員28人）】

リトルキッズ（認証保育所の認可化）
【定員：42人（認可化前定員21人）】



緑ヶ丘保育園（移転に伴う建替え）
【定員：120人（増築前定員110人）】

平成29年度幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保達成状況

□平成29年度（確定値）

平成29年(平成28年度中に整備し、平成29年度に開園した施設)									
学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	施設数
保 育 所 等	量の見込み A		593人	1,936人		2,458人		4,987人	
	平成28年度末確保量 B		575人	1,875人		2,809人		5,259人	78箇所
	〔内 訳〕	教育・保育施設	433人	1,479人		2,717人		4,629人	51箇所
		地域型保育事業	6人	12人		0人		18人	1箇所
		認可外保育施設	136人	384人		92人		612人	26箇所
	B-A		-18人	-61人		351人		272人	
	新規確保量 C		54人	180人		306人		540人	6箇所
	〔内 訳〕	教育・保育施設	54人	180人		306人		540人	6箇所 ※ 1
		地域型保育事業						0人	0箇所
		認可外保育施設						0人	0箇所
	確保方策 D=B+C		629人	2,055人		3,115人		5,799人	84箇所
	D-A		36人	119人		657人		812人	
	新規確保量実績		25人	125人		192人		342人	6箇所 ※ 2
	〔内 訳〕	教育・保育施設	25人	128人		182人		335人	7箇所 ※ 2
地域型保育事業							0人	0箇所	
認可外保育施設			-3人		10人		7人	-1箇所 ※ 3	
確保実績		562人	1,886人		2,846人		5,294人	78箇所	
幼 稚 園	量の見込み E					3,608人			
	確保方策 F					3,520人		15箇所	
	F-E					-88人			

※各年度の保育園施設整備率は11ページを参照してください。

□新規確保量（見込み）と新規確保量実績の乖離状況について（表からの解説）

- ※ 1 90人定員の認可保育園を6カ所整備（540人）
【90人内訳】0歳：9人 1歳：15人 2歳：15人 3歳：17人 4歳：17人 5歳：17人
- ※ 2 新規開設した認可保育園が4園（292人），認証保育所から認可保育園へ移行した園が2園（33人），建替えによる定員増が1園（10人）の計335人。
- ※ 3 家庭福祉員の廃園による減1カ所（-3人），認証保育所の定員変更分（10人）

□年齢別内訳

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成29年	新規確保予定 A	54		180			306	540
	実績 B	25		125			192	342
	【平成29年乖離B-A】	-29		-55			-114	-198

以上，新規確保量（見込み）を540人と計画していましたが，新規確保量実績は，342人となりました。計画に満たなかった理由としては，6園の新規開設予定でありましたが，新規開設が4園，認証保育所からの認可化が2園になったためです。年齢別内訳の表にあるとおり，計画と比較して198人下回りました。

【参考】

保育部分の確保方策(新規施設の開所年度を基準としたもの)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
教育・保育施設 (認可保育園, 認定こども園)	6箇所	8箇所	6箇所	5箇所	1箇所※
地域型保育事業 (小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育)	1箇所※				

※ 待機児童の状況を見て,平成29年度に時点修正を行いました。

※1 教育・保育施設は1箇所あたり90人定員を想定しています。

【保育園整備の課題と対策】

1 保育所建設用地の確保

市報で土地情報の提供を依頼することや, 農地を活用した保育所整備を行っています。

2 保育士等の職員確保

調布市独自で, 就職説明会を開催して, 市内運営法人への内定へ繋げることや, 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業による, 家賃補助による職員確保への取組みを行っています。

3 近隣住民との合意形成

計画の段階から, 保育園運営事業者等に対し, 近隣住民の方への説明を求めるとともに, 市としても, 必要に応じて待機児童対策の重要性について説明を行います。早期の段階から要望に耳を傾けることにより, 工事に反映させる等, できる限りの対応に努めています。

4 保育の質の確保

保育課に配置している保育アドバイザーが定期的に保育園等を巡回し, 保育に関する相談を受けるなど, アドバイスを行っています。また, 平成28年度から, 指導検査を実施することになり, 全ての市内認可保育施設を年1回巡回し, 施設運営の質の確保にも努めています。

【平成30年度新規開園の保育園について】

1 認可保育所の新設

10箇所（811人の定員拡大）

開設時期 平成30年4月 10箇所 定員拡大数 811人

※平成30年度の開設は10園となり、平成27年から平成30年度までの合計整備計画数を達成しました。

平成31年度の開設については、平成29年度に行った「調布っ子すこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）」の時点修正に基づき1園を整備するほか、認証保育所の認可化移行1園を予定しています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

現在の利用状況（実績値）及び「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果から推計した「量の見込み」に対応するよう、「地域子ども・子育て支援事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定しています。

計画に基づき地域子ども・子育て支援事業を推進していきます。

【地域子ども・子育て支援事業（全13事業）】

- 1 利用者支援に関する事業 <新規>
- 2 時間外保育事業（延長保育事業）
- 3 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）・放課後子供教室事業（ユーフォー）
- 4 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）
- 5 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）
- 6 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- 7 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）
- 8 一時預かり事業，子育て短期支援事業（トワイライトステイ），子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- 9 幼稚園の預かり保育
- 10 病児保育事業（病児・病後児保育）
- 11 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）
- 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

○ 地域子ども・子育て支援事業達成状況 (一覧表)

対象 事業内容		未就学児												小学校就学児			~18歳											
		0ヶ月	57日	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	1歳	16歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	~15歳	~18歳	
医療・健康	妊婦																											
	児童																											
子育て支援 及び 預かり事業	こどもたち赤ちゃん訪問																											
	妊婦健診																											
	ゆりかご都市																											
	産後ケア																											
	市役所(保育課・健康推進課)・すこやか・児童館(利用者支援に関する事業)																											
	子育てひろば(保育園・すこやか・プレイセンターちょうふ)																											
	児童館・子育てひろば																											
	認可保育園(時間外保育事業(延長保育事業))																											
	保育園(一時預かり)																											
	プレイセンターちょうふ(一時預かり)																											
子どもの安全な 遊び場・居場所	すこやか保育(一時預かり)																											
	すこやか・講師学園(子どもショートステイ)																											
	すこやか(子育て短期支援事業(トワイライトステイ))																											
	すこやか(子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター))																											
	病児保育事業(病児・病後児保育)																											
	幼稚園(預かり保育)																											
	学童クラブ																											
	ユフオー																											
	CAPS																											
	こども																											

※ここでは、実施している地域子ども・子育て支援事業を中心にサービスを抜粋して掲載しております。

地域子ども・子育て支援事業		事業実績・確保状況等					担当課
事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1	利用者支援に関する事業	量の見込み	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
		事業実績					
		確保方針 市役所窓口での相談体制	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		確保方針 子育てひろば、すこやかでの相談体制	12箇所	12箇所	12箇所	12箇所	12箇所
		確保量 市役所窓口での相談体制	1箇所	2箇所	2箇所		
		確保量 子育てひろば、すこやかでの相談体制	12箇所	12箇所	12箇所		
2	時間外保育事業(延長保育事業)	量の見込み	3,845人	3,831人	3,826人	3,799人	3,755人
		事業実績	17,044人	17,882人	19,112人		
		確保方針	認可保育園の定員数拡大に伴う				
		確保量					
3	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	量の見込み(1~3年生)時の希望	1,755人	1,854人	1,843人	1,835人	1,851人
		量の見込み(4~6年生)時の希望	529人	524人	511人	525人	535人
		事業実績(1~3年生)	1,668人	1,704人	1,698人		
		事業実績(4~6年生)	152人	177人	225人		
		確保方針(箇所)	2箇所	3箇所	3箇所	1箇所	放課後子供教室事業との連携による利用状況の変化をみて時点修正
		確保方針(定員数)	60人	120人	120人	40人	
		確保量(箇所)	1箇所	2箇所	1箇所		
		確保量(定員数)	20人	120人	80人		
4	子育て短期支援事業(子どもショートステイ)	量の見込み(就学前児童)	0人	0人	0人	0人	0人
		量の見込み(小学校児童)	2,484人	2,506人	2,530人	2,570人	2,584人
		事業実績(就学前児童)	340人	407人	144人		
		事業実績(小学校児童)	1,522人	1,373人	1,461人		
		確保方針(定員数1施設当たり)	5人日	5人日	5人日	5人日	5人日
		確保方針(年間開所日数)	699日	699日	699日	699日	699日
		確保方針(利用定員計)	3,495人	3,495人	3,495人	3,495人	3,495人
		確保量(定員数1施設当たり)	5人日	5人日	5人日		
		確保量(年間開所日数)	701日	699日	699日		
		確保量(利用定員計)	3,505人	3,495人	3,495人		
5	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	量の見込み	1,967人	1,942人	1,919人	1,899人	1,884人
		事業実績	1,902人	1,984人	2,024人		
		確保方針	助産師、保健師、看護師の家庭訪問を全戸訪問を想定しているため、継続して実施する				
		確保量					
6	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	量の見込み 養育支援訪問件数	359件	359件	359件	359件	359件
		量の見込み 要保護児童対策協議会 ケース会議・実務者会議	309回	309回	309回	309回	309回
		事業実績 養育支援訪問件数	614件	658件	645件		
		事業実績 要保護児童対策協議会 ケース会議・実務者会議	220回	208回	200回		
		確保方針	量の設定する内容でなく、過去の実績を参照しつつ、継続して実施する				
				確保量			
7	地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)	量の見込み	108,386人	108,386人	108,386人	108,386人	108,386人
		事業実績	124,534人	126,686人	131,832人		
		確保方針 児童館「子育てひろば」	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所
		確保方針 保育園「子育てひろば」	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
		確保方針 すこやかでの開放事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		確保量 児童館「子育てひろば」	11箇所	11箇所	11箇所		
		確保量 保育園「子育てひろば」	2箇所	2箇所	2箇所		
		確保量 すこやかでの開放事業	1箇所	1箇所	1箇所		
		確保量 プレイセンターちようふ「子育てひろば」	1箇所	1箇所	1箇所		
				確保量			

地域子ども・子育て支援事業		事業実績・確保状況等					担当課			
事業名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度			
8	一時預かり事業、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	量の見込み 3事業年間利用希望者数 (不定期就労のみ)	19,188人	19,235人	19,179人	18,736人	18,125人	子ども政策課 保育課		
		事業実績	29,489人	32,492人	32,233人					
		確保方策 一時預かり事業	定員数	72人	72人	72人	72人		72人	
			開所日数	240日	240日	240日	240日		240日	
			年間定員数	17,280人	17,280人	17,280人	17,280人		17,280人	
		確保方策 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	定員数	16人	16人	16人	16人		16人	
			開所日数	336日	335日	335日	335日		335日	
			年間定員数	5,376人	5,360人	5,360人	5,360人		5,360人	
		確保方策 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	活動件数	8,603件	8,603件	8,603件	8,603件		8,603件	
			確保量 一時預かり事業	定員数	77人	83人	83人			
				開所日数	910日	908日	912日			
		年間定員数		18,021人	20,954人	21,242人				
確保量 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	定員数	16人	16人	16人						
	開所日数	242日	244日	243日						
	年間定員数	3,872人	3,904人	3,888人						
確保量 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	活動件数	7,596人	7,634人	7,103人						
	9	幼稚園の預かり保育	量の見込み	51,237人	51,237人	51,237人	51,237人	51,237人	保育課	
			事業実績	73,922人	79,935人	64,502人				
確保方策			幼稚園のニーズは現状維持で推移することが推測される。現状の取り組みを維持できるよう、協議を進める							
10	病児保育事業(病児・病後児保育)	量の見込み	956人	956人	956人	956人	956人	保育課		
		事業実績	926人	941人	915人					
		確保方策(定員数)	8人日	8人日	8人日	8人日	8人日			
		確保方策(年間開所日数)	240日	240日	240日	240日	240日			
		確保方策(年間定員)	1,920人日	1,920人日	1,920人日	1,920人日	1,920人日			
		確保量(定員数)	8人日	8人日	8人日					
		確保量(年間開所日数)	413日	479日	479日					
11	妊娠に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診)	量の見込み	1,967人	1,942人	1,919人	1,899人	1,884人	健康推進課		
		事業実績	1,972人	2,071人	1,982人					
		確保方策	全妊産婦を対象と想定しているため、今後も継続して実施する							
12	実費徴収に係る補給給付を行う事業	量の見込み	国や都の動向や調布市の実情を踏まえて検討する					子ども政策課 保育課		
		事業実績	-	-	-					
		確保方策	国や都の動向を踏まえるとともに、市民ニーズ等を把握して、今後の事業実施について検討する							
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	量の見込み	国や都の動向や調布市の実情を踏まえて検討する					子ども政策課		
		事業実績	-	-	-					
		確保方策	国や都の動向を踏まえるとともに、市民ニーズ等を把握して、今後の事業実施について検討する							
		確保量	-	-	-					

○ 地域子ども・子育て支援事業達成状況（事業別）

① 利用者支援事業

【事業概要】

新制度で実施される多様な教育・保育事業を、待機児童の解消等のために個々のニーズに応じて確実に提供するべく、子どもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを、確実かつ円滑に利用できるようなコーディネーションが必要であると考えられ創設された事業です。そのほかに、調布市では、妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実をめざし、「ゆりかご調布」事業を開始し、出産までの準備や子育てに必要な情報をお伝えしています。それぞれ、子どもや保護者の身近な場所で支援を行います。

【調布市での取組】

現在、保育課窓口には保育コンシェルジュを配置し、保育園の入所や、利用に関する相談に応じています。また、児童館の子育てひろばや、子ども家庭支援センターすこやか¹⁴では、子育て全般に関する情報提供や育児相談を行い、健康推進課では保健師等の専門職が面接し、妊婦・出産・育児に関しての相談を行っています。今後も継続して実施します。

【利用案内】

1 調布市役所子ども生活部保育課保育・幼稚園係

利用時間：8：30～17：15（毎週月曜日～金曜日）

お問合せ：042-481-7132～4, 7758

2 子ども家庭支援センターすこやか

利用時間：9：00～17：00（毎月第3土曜日とその翌日、年末年始除く）

お問合せ：042-481-7733

調布市国領町3-1-38 ココスクエア2階

3 調布市役所福祉健康部健康推進課

利用時間：8：30～17：15（毎週月曜日～金曜日）

お問合せ：042-441-6081

¹⁴子ども家庭支援センターすこやか：子育て支援の総合拠点。一般的な相談から専門的な相談まで幅広く応じるほか、児童虐待防止ホットラインやファミリー・サポート・センターの設置、多様化する保育ニーズに対応する預かり事業の実施や子育てひろばとして施設を開放し親子の交流イベント等を行う。平成13年4月に開設。

【事業実績】（再掲）

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1	利用者支援に関する事業	量の見込み	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
		事業実績					
		確保方策 市役所窓口での相談体制	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		確保方策 子育てひろば、すこやかでの相談体制	12箇所	12箇所	12箇所	12箇所	12箇所
		確保量 市役所窓口での相談体制	1箇所	2箇所	2箇所		
		確保量 子育てひろば、すこやかでの相談体制	12箇所	12箇所	12箇所		

量の見込み（4箇所）に対する事業実績は、箇所数を満たしているため記載していません。

平成29年度には、保育に関する相談体制の拡充を図るとともに、様々な保育サービスの提供を行えるように保育課窓口に保育コンシェルジュを配置しました。

また、平成28年9月から、健康推進課と子ども家庭支援センターすこやかにて実施している「ゆりかご調布」事業については、平成29年度から新たに土曜日の面接を開始しました（予約制）。妊娠、出産、育児等の相談を受けるとともに、育児ギフトの提供をしています。

児童館では、全11館において、子育てひろば事業を実施しました。



【提供している育児ギフト】

② 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

就労形態の多様化に伴い、必要に応じて通常の保育時間を超えて保育を行います。

【調布市での取組】

保育認定を受けた児童について、通常の時間帯を超えて保育を実施し、安心して子育てができる環境を整備しています。調布市内ではすべての認可保育園で延長保育を実施しています。

【利用案内】

1 申込み

延長保育は申込みが必要です。詳しくは各保育園にお尋ねください。

2 利用時間（保育標準時間認定¹⁵の場合）

18：01～19：00 23園

18：01～20：00 33園

18：01～22：00 1園

3 利用料金（保育標準時間認定の場合）

18：01～19：00 月額3,500円 日額700円

18：01～20：00 月額12,000円 日額2,400円

18：01～22：00 月額17,000円 日額3,800円

※利用料金は19時まではおやつ代、20時以降はおやつ代・軽食代が含まれます。
 ※保育短時間認定¹⁶の場合は「7：00～8：29」「16：31～18：00」が延長保育時間であり、この間利用する場合は30分300円です。

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
2	時間外保育事業(延長保育事業)	3,845人	3,831人	3,826人	3,799人	3,755人
	量の見込み	17,044人	17,882人	19,112人		
	事業実績	認可保育園の定員数拡大に伴う				
	確保方策					
	確保量					

【事業実績】（再掲）

ニーズ調査をもとに算出した量の見込みであるため、他の事業と比べて、実績と乖離があります。

事業実績は公私立認可保育園及び小規模保育施設の年間延べ利用者数であり、今後は、新設園開園による利用児童数の増加から、事業実績も増える見込みです。

¹⁵保育標準時間認定：保護者の勤務時間等によって分類され、月120時間以上の勤務を想定しています。（午前7時～午後6時の間の保育を必要とする時間）

¹⁶保育短時間認定：保護者の勤務時間等によって分類され、月48時間以上、120時間未満の勤務又は在園児以外の子どもの育休取得中の保育の利用を想定。（午前8時30分～午後4時30分の間の保育を必要とする時間）

③ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）・放課後子供教室事業（ユーフォー）

【事業概要】

1 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の三季休業中に実施します。

2 放課後子供教室事業（ユーフォー）

放課後の学校施設を利用して、子どもたちが安全に遊べる場所を提供します。小学校全学年を対象とし、保護者の就労に関わらず利用できる事業です。

【調布市での取組】

1 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

学童クラブニーズが年々増加傾向にある中、法改正により小学6年生までの児童が学童クラブを利用できるようになり、地域によって希望者が入会できない状況が見られます。そのような状況の中、確保方策については、「調布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」において規定する児童1人当たりの専用区画面積及び支援の単位を構成する児童の数を遵守する考え方のもと、現状においてそれらを満たしていない緊急的な対応が必要な地域について、優先的に施設整備を進めていきます。

受入れに当たっては低学年を優先するとともに、高学年の育成ニーズに対しては、放課後子供教室事業（ユーフォー）の利用状況を把握しながら、対応を図っていきます。

また、障害児のいる世帯の働きにくい状況を少しでも解消できるよう、障害の重い児童や集団になじみにくい児童の障害特性に応じた適切な支援を行うため、既存の学童クラブでは受入れが困難な児童が利用できる学童クラブを整備していきます。

2 放課後子供教室事業（ユーフォー）

調布市では既に全小学校内にユーフォーを整備していますが、保護者が就労している家庭でも利用しやすいよう、平成27年度から開設日数や時間を拡大するなど事業内容の拡充を図りました。

【利用案内（学童クラブ）】

1 利用日

月曜日から土曜日まで

（日曜日、祝日及び年末年始はお休み）

2 育成時間

(1) 学校の授業がある日

放課後～17:00（必要のある方のみ18:00まで）

- (2) 学校休業日（土曜日，三季休業中（春・夏・冬休み）等）
8：30～17：00（必要のある方のみ18：00まで）
※ 17：00以降の育成を希望される方は，お迎えが必要となります。

3 育成時間延長

- (1) 学校休業日の8：00～8：30（無料）
※ 公設民営学童クラブのみ。公設公営の学童クラブでは，学校休業日の8：00から8：30まで，シルバー人材センターのスタッフが児童の見守りを行っています（無料）。
- (2) 18：00～19：00

4 育成料

調布市では，学童クラブの運営費の一部を，育成料として利用者に負担していただいています（月額5，000円）。また，18：00から19：00までの育成には，育成時間延長使用料をお支払いいただきます（30分ごとに200円）。

※世帯状況により，育成料と育成時間延長使用料には減額・免除の制度があります。その他，詳細については，児童青少年課で配布している，「学童クラブ入会案内」を確認してください。（児童青少年課：042-481-7534）

【利用案内（ユーフォー）】

1 利用日

月曜日から土曜日まで（日曜日，祝日及び年末年始はお休み）※自然災害や学校行事等によりお休みする場合があります。

2 開設時間

- (1) 学校の授業がある日
放課後～17：00
- (2) 学校休業日（土曜日，三季休業中（春・夏・冬休み）等）
8：00～17：00

3 登録・利用料金

無料「ユーフォー登録届」に必要事項をご記入いただき，保護者の方がユーフォーまでご持参ください。

【事業実績】（再掲）

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
3	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	量の見込み(1～3年生)時の希望	1,755人	1,854人	1,843人	1,835人	1,851人
		量の見込み(4～6年生)時の希望	529人	524人	511人	525人	535人
		事業実績(1～3年生)	1,668人	1,704人	1,698人		
		事業実績(4～6年生)	152人	177人	225人		
		確保方策(箇所)	2箇所	3箇所	3箇所	1箇所	放課後子供教室事業との連携による利用状況の変化をみて時点修正
		確保方策(定員数)	60人	120人	120人	40人	
		確保量(箇所)	1箇所	2箇所	1箇所		
		確保量(定員数)	20人	120人	80人		

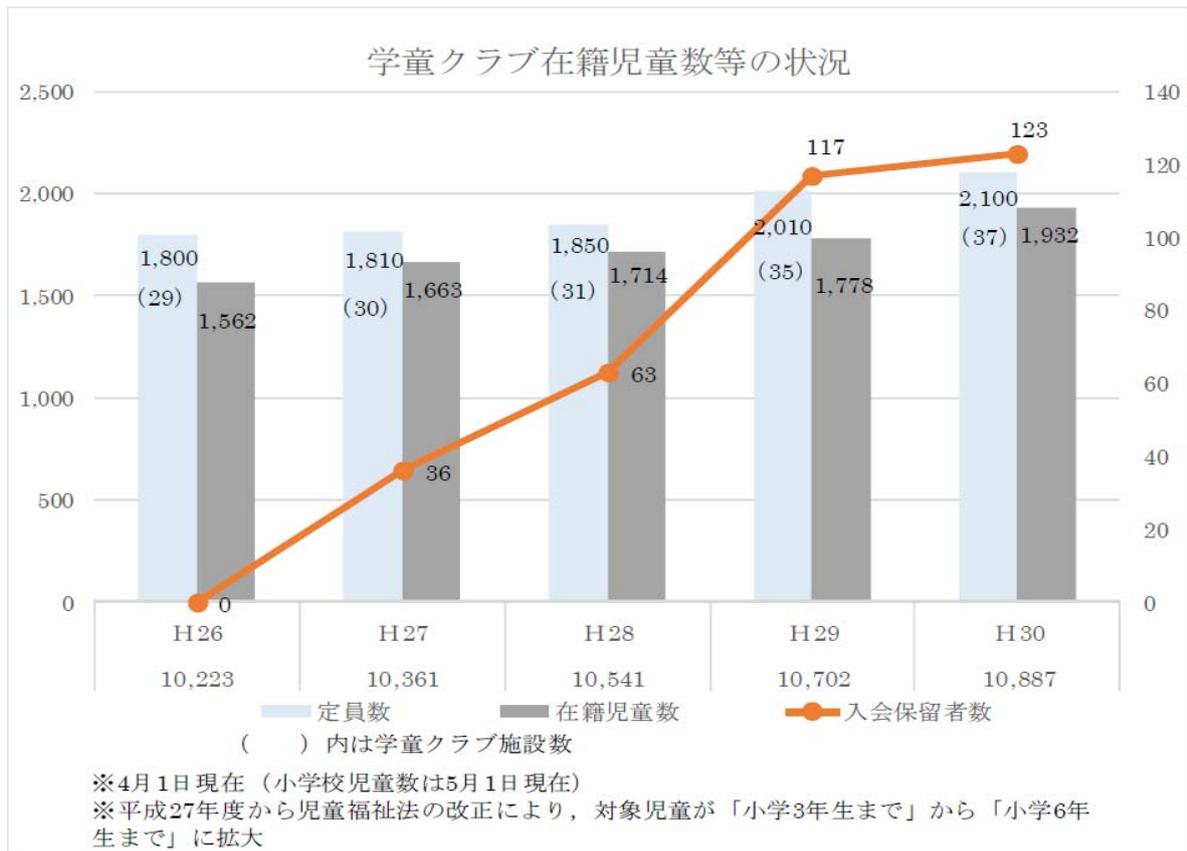
児童福祉法の改正に伴い、学童クラブの対象学年を全学年に拡大するとともに、小学校内及び隣接する学童クラブとユーフォーについて、それぞれの機能を活かし、同一事業者に運営を委託することにより、一体的な運営¹⁷を行いました。なお、ユーフォーについては、開設日数・開設時間を拡大するとともに、三季休業中における弁当持参を可能としました。

また、平成27年度の確保方策2箇所のうちの1箇所として予定していた「かしの学童クラブ」（定員40人）は、平成28年4月1日に開設しました。

平成28年度の確保方策3箇所のうち、「はなばたけ第1、第2学童クラブ」（定員40人×2施設）は平成28年9月12日に開設し、「しばさき公園北第1、第2学童クラブ」（定員40人×2施設）は、平成29年4月1日に開設しました。残り1箇所は、第三小学校地域における開設に向けて準備を進めました。

平成29年度の確保方策3箇所のうちの1箇所として予定していた「かみふだ第1・第2学童クラブ」（定員50人×2施設）は、児童受入れに向け、準備を進めました（平成30年4月1日開設）。残り2箇所は、若葉小学校地域、石原小学校地域における開設に向けて準備を進めました。

¹⁷国が策定した「放課後子ども総合プラン」の考え方に基づき、学童クラブとユーフォー各々の特性を生かしながら、放課後において全ての児童が安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう、両事業の連携を推進しています。



学校名	27年度～31年度
	一体型
第一小学校，第二小学校，第三小学校，深大寺小学校，北ノ台小学校，多摩川小学校，国領小学校，布田小学校，染地小学校，柏野小学校(平成28年度新規)	10箇所
上ノ原小学校，若葉小学校，八雲台小学校，杉森小学校，富士見台小学校，滝坂小学校，石原小学校，緑ヶ丘小学校，飛田給小学校，調和小学校	一体型または連携型
	10箇所

平成28年度は、かしの学童クラブが柏野小学校隣接地に開設したことから、一体型が1箇所増え、一体型または連携型の学童クラブ及びユーフターの目標事業量は、市内20校中10校が一体型に該当する整備状況です。引き続き、学童クラブの増設にあたり、残り10校についても一体型または連携型を推進していきます。

ユーフターの整備については、平成24年度をもって、全小学校20校内に整備済みです。

学童クラブ及びユーフターの一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策としては、学童クラブとユーフターの職員が、連携して合同ミーティングを行う等、どちらの児童も参加しやすい共通行事の実施を推進しました。

施設形態	共通行事例
一体型	スポーツ行事（ドッチビー，キックベース，体操等），工作会，映画会，ゲーム大会等
連携型	ドッチビー，ゲーム大会，校庭・体育館での自由遊び等

小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策としては，引き続き，余裕教室や学校敷地内の余裕スペース等の活用を検討していきます。

福祉部局と教育委員会の具体的な連携に関する方策としては，平成27年度から，教育委員会教育部で所管していたユーフォーを子ども生活部に移管し，学童クラブ・ユーフォーともに，同一部署で運営する体制を整えました。これにより，両事業の一体的な運営が図りやすくなりました。また，教育委員会からの移管後も，適宜各小学校との連携を図りながら運営を行っています。

④ 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

【事業概要】

短期入所生活援助（子どもショートステイ）事業とは，保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合，短期間預かる事業です。（宿泊も可能）市内ではすこやか，調布学園の2施設で実施しています。

【調布市での取組】

現在の定員数と，最大開所日数から年間の利用定員を算出したところ，現状でも受け入れ可能なニーズ量であるため継続して実施します。

【利用案内】

1 対象年齢

1歳6ヶ月～小学校6年生まで

2 利用時間

8：30～22：00（宿泊もできます）

3 利用日数

1回につき7日まで

4 利用定員

すこやか5人，調布学園5人

5 利用料

1日1人 1,500円

（食費は別途。朝食250円，昼食450円，夕食500円）

6 申込み

利用する日の前月1日から利用前日12：00（正午）までにすこやかで手続きをしてください。（すこやか：042-481-7733）

【事業実績】（再掲）

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
4	子育て短期支援事業(子どもショートステイ)	量の見込み(就学前児童)	0人	0人	0人	0人	0人
		量の見込み(小学校児童)	2,484人	2,506人	2,530人	2,570人	2,584人
		事業実績(就学前児童)	340人	407人	144人		
		事業実績(小学校児童)	1,522人	1,373人	1,461人		
		確保方策(定員数1施設当たり)	5人日	5人日	5人日	5人日	5人日
		確保方策(年間開所日数)	699日	699日	699日	699日	699日
		確保方策(利用定員計)	3,495人	3,495人	3,495人	3,495人	3,495人
		確保量(定員数1施設当たり)	5人日	5人日	5人日		
		確保量(年間開所日数)	701日	699日	699日		
		確保量(利用定員計)	3,505人	3,495人	3,495人		

調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書（平成25年11月実施・報告書発行平成26年3月）の就学前児童と小学校児童調査の結果で、泊まりがけの預け先として「子どもショートステイを利用した」の回答が0件でした。そのため、小学校児童調査の「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した割合を需要量としています。量の見込みと実績が乖離していますが、これは利用定員数に満たない状況によるものです。



【すこやかの様子】

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

【事業概要】

幅広い産後ケアの充実のため、できるだけ早期に訪問し、必要な支援につなげられるよう実施している事業です。

【調布市での取組】

出生通知票「わが家の赤ちゃんお知らせはがき」をもとに、助産師、保健師、看護師が家庭訪問しており、現在の実施体制で全戸訪問を想定しているため、今後も継続して実施します。

【利用案内】

赤ちゃんが生まれたら、母子健康手帳と一緒にお渡ししている「母と子の保健バッグ」に同封の出生通知票「わが家の赤ちゃんお知らせはがき」を忘れずにご投函ください。お知らせはがきをもとに、ご家庭を訪問して赤ちゃんの体重測定をしたり、授乳や育児のこと、お母さんのこころやからだのこと等についてのご相談も承っています。また、育児支援に関するサービスの紹介もしています。

【事業実績】（再掲）

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
5	量の見込み	1,967人	1,942人	1,919人	1,899人	1,884人
	事業実績	1,902人	1,984人	2,024人		
	確保方策	助産師、保健師、看護師の家庭訪問を全戸訪問を想定しているため、継続して実施する				
	確保量					

産後の長期里帰りをされる方、産後の転入される方が増えている中で、希望に合わせて実施していることが、実績数増加に関係していると考えられます。



⑥ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援，育児・家事援助等）を行う事業です。

「虐待かな?」「子どもにあたってしまう」「近所に子育てに悩んでいる人がいる」等あれば、以下まで連絡をお願いします。

- ・児童相談所全国共通ダイヤル（24時間） 189<いちはやく>
- ・すこやか虐待防止ホットライン 0120-087-358

【調布市での取組】

要保護児童¹⁸（児童虐待防止）対策の充実として、児童虐待防止センターを調布市子ども家庭支援センターすこやか内に置き、児童虐待に関する相談を専用電話窓口（虐待防止ホットライン）・来所・訪問で受け付けています。「調布市要保護児童対策地域協議会」では、関係機関がケースごとにきめ細かい対応を行えるよう、関係機関の連携を強化します。健康推進課（調布市文化会館たづくり西館保健センター）では保育付で母親だけでグループワークを開催し、子育ての大変さに寄り添う支援を行うことで児童虐待防止を図っています。DV（配偶者暴力）に関する相談は、調布市民プラザあくろす男女共同参画推進センターでも受け付けています。また、「調布市児童虐待防止マニュアル」を策定し、保育園、幼稚園等の関係機関へと配布しています。

【事業実績】（再掲）

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
6	量の見込み 養育支援訪問件数	359件	359件	359件	359件	359件
	量の見込み 要保護児童対策協議会 ケース会議・実務者会議	309回	309回	309回	309回	309回
	事業実績 養育支援訪問件数	614件	658件	645件		
	事業実績 要保護児童対策協議会 ケース会議・実務者会議	220回	208回	200回		
	確保方策	量の設定する内容でなく、過去の実績を参照しつつ、継続して実施する				
	確保量					

相談案件の状況で毎年実績は変動していくと見込んでいます。

¹⁸要保護児童：要保護児童（保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）（児童福祉法第6条の3）であり、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童等も含まれる。

⑦ 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

【事業概要】

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。

【調布市での取組】

すこやか、児童館11館、保育園2園で事業が実施されています。なお、平成27年度からプレイセンターちょうふが新設され、様々な事業が実施されています。

【利用案内】

1 子ども家庭支援センターすこやか

利用時間：9：00～17：00（毎月第3土曜日とその翌日、年末年始除く）

お問合せ：042-481-7733

調布市国領町3-1-38 ココスクエア2階

2 児童館子育てひろば

利用時間：（相談）9：00～17：00（毎週月曜日～金曜日）

お問合せ：各児童館

つつじヶ丘児童館	042-499-8951
東部児童館	03-3307-6155
国領児童館	042-485-8488
多摩川児童館	042-499-2055
深大寺児童館	042-488-7266
富士見児童館	042-499-3537
佐須児童館	042-481-7470
西部児童館	042-484-7111
緑ヶ丘児童館	03-3300-6331
調布ヶ丘児童館	042-499-8777
染地児童館	042-499-1682

3 保育園（オリンピック保育園・東京YWCAまきば保育園）

利用時間：9：00～17：00（月曜日～金曜日）

お問合せ：オリンピック保育園 0120-820-323

調布市佐須町3-1-5

東京YWCAまきば保育園 042-483-5208

調布市国領町7-11-1

4 プレイセンターちょうふ

利用時間：9：00～17：00

定休日：毎月第2土曜日・日曜日，毎週火曜日・木曜日

お問合せ：042-499-2102

調布市布田4-17-10セントラルレジデンス調布2階



プレイセンター
ちょうふ



【プレイセンターちょうふの様子】

【事業実績】（再掲）

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
7	地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)					
	量の見込み	108,386人	108,386人	108,386人	108,386人	108,386人
	事業実績	124,534人	126,686人	131,832人		
	確保方策 児童館「子育てひろば」	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所
	確保方策 保育園「子育てひろば」	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	確保方策 すこやかでの開放事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	確保量 児童館「子育てひろば」	11箇所	11箇所	11箇所		
	確保量 保育園「子育てひろば」	2箇所	2箇所	2箇所		
	確保量 すこやかでの開放事業	1箇所	1箇所	1箇所		
確保量 プレイセンターちょうふ「子育てひろば」	1箇所	1箇所	1箇所			

・児童館子育てひろば：月に1回，助産師による相談事業を実施しました。
(106,892人)

・保育園（2カ所）：（2,600人（東京YWCAまきば保育園2,175人，オリンピック保育園425人））

・すこやか：コロコロパンダ内で「お昼寝写真撮影」や「定型スタンプ」等イベントを行いました。また，入館カードシステムを導入し，来館しやすさの向上を図りました（10,342人）

・プレイセンターちょうふ（11,998人）

⑧ 一時預かり事業，子育て短期支援事業（トワイライトステイ），子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れ等の理由により，家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて，主として昼間，保育園その他の場所において，一時的に預かる事業です。以下の3事業については就学前児童・小学校児童を対象に実施します。

【調布市での取組】

1 一時預かり保育

保護者の断続的な就労，職業訓練，就学のためや，保護者の傷病・災害・事故・冠婚葬祭・健康診断等，緊急・一時的に家庭内での保育が困難な市内在住の就学前児童を一時的に預かります。現在，12の保育園で実施しており，うち4園には緊急のための枠が別にあります。また，すこやかでの「すこやか保育」やプレイセンター調布では，利用事由を問わない一時預かりを実施しています。

2 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

トワイライトステイ(夜間養護等事業)とは，保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合に，一時的に子どもを預かる事業です。17：00～22：00まで子ども家庭支援センターすこやかで預かります。認可保育園，学童クラブ等へのお迎えも行っています。

3 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）による会員組織を設置し，保育園・幼稚園の送迎や一時的な保育等，地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業を実施しています。

<一時預かり保育>

【利用案内】

1 「認可保育園」の一時預かり保育（各施設に直接申込みください）

♪ 一時預かりについて ♪								
一時預かりとは、市内在住で、保護者の断続的就労、急病、冠婚葬祭など家庭での保育が一時的に困難となった就学前までのお子さんをお預かりする事業です。申込み・利用方法等については、直接各施設にお問い合わせください。								
一時預かり一覧表								
施設名 (問合せ先)	実施日	実施時間	対象年齢	定員	使用料	昼食代	おやつ代	利用制限等
皐月保育園 (482-2323)	月～金 (保育園の休園日を除く)	9時00分～ 17時00分	満2歳～ 就学前	※3 9人	半日(4時間) 1,500円 9:00～13:00	250円	—	※4 ※5
					半日(4時間) 1,500円 13:00～17:00	—	100円	
					1日(8時間) 3,000円 9:00～17:00	250円	100円	
深大寺保育園 (485-2828)	月～金 (保育園の休園日を除く)	8時30分～ 17時00分	満2歳～ 就学前	8人	4時間以内 1,500円 4時間超～ 8時間以内 3,000円	250円	100円	※5 休業日を除き、連続して7日以内で、1か月15日以内
ひまわり保育園 (481-7108)	毎日 (12/31～ 1/3を除く)	8時30分～ 17時30分	※2 満1歳～ 就学前	※3 7人	8時間超～ 3,500円	250円	100円	※5 休業日を除き、連続して7日以内で、1か月15日(1歳に満たない者は、2日)以内
調布なないろ 保育園 (444-3900)	毎日 (12/31～ 1/3を除く)	9時00分～ 17時00分	満1歳～ 就学前	5人	半日(4時間) 1,500円 9:00～13:00	250円	—	※5
					半日(4時間) 1,500円 13:00～17:00	—	50円	
					1日(8時間) 3,000円 9:00～17:00	250円	50円	
エンゼルシー 専用電話 (480-8075)	月～金 (保育園の休園日を除く)	8時30分～ 17時00分	満1歳～ 就学前	4人	半日(4時間) 1,500円 8:30～12:30. 9:00～13:00	250円	—	※5
					半日(4時間) 1,500円 13:00～17:00	—	100円	
					1日(8時間半) 3,300円 8:30～17:00	250円	100円	
にじいろ保育園柴崎 (426-9673)	月～金 (保育園の休園日を除く)	9時00分～ 17時00分	満1歳～ 就学前	※3 3人	半日(4時間) 1,500円 9:00～13:00	250円	100円 (乳児のみ)	※5
					半日(4時間) 1,500円 13:00～17:00	—	100円	
					1日(8時間) 3,000円 9:00～17:00	250円	100円(乳児のみ200円)	
京王キッズプラッツ国領 (426-7023)	月～金 (保育園の休園日を除く)	9時00分～ 17時00分	1歳児クラス～ 就学前	8人	4時間以内 1,500円 4時間超～ 8時間以内 3,000円	250円	100円	※5 休業日を除き、1ヶ月8日以内
城山保育園上石原 (490-2031)	月～金 (保育園の休園日を除く)	8時30分～ 17時00分	満1歳～ 就学前	※3 8人	4時間以内 1,500円	270円	80円	※5
仙川保育園 専用電話 03-3300-1284	月～金 (保育園の休園日を除く)	8時30分～ 17時00分	満1歳～ 就学前	※3 7人	4時間以内 1,500円	(不要)	(不要)	休日を除き、連続して7日以内(1か月15日以内)
※1 宮の下保育園 (486-5682) 富士見保育園 (481-7671) 東部保育園 (03-3307-2081)			3歳児クラス～ 就学前	空き定員の うちで5人以内	4時間超～ 8時間以内 3,000円			休日を除き、連続して7日以内
				8時間超～ 3,300円				

※1 一時預かり実施にあたり、専用室は設けていません。
 ※2 保護者の傷病、災害、事故、冠婚葬祭等、緊急の場合は満10か月から受付できます。
 ※3 皐月保育園、ひまわり保育園、仙川保育園、城山保育園上石原及びにじいろ保育園柴崎には、保護者の傷病、災害、事故、冠婚葬祭等、緊急のための枠が別にあります。
 ※4 時間延長 30分 300円(最大利用可能時間8:30～17:30)。登録料 500円。
 ※5 給食及びおやつ代は別途徴収となります。

(保育園入園案内から)

※エンゼルシーは、定員4人ですが、うち定期利用保育の定員2人を除いて、計画では計上しています。従って、認可保育園の一時預かり保育の定員を、72人としています。

2 「すこやか」の一時預かり保育（リフレッシュ等，理由を問わず利用できます）

- (1) 対象年齢
調布市在住の1歳～小学校6年生まで
- (2) 利用日数
1ヶ月に最大4日まで
- (3) 休館日
第3土曜日とその翌日。年末年始（12月29日から1月4日まで）
- (4) 利用時間
9：00～17：00
- (5) 利用定員
1時間あたり3人（1日最大6人）
- (6) 利用料
2時間まで500円，以降1時間ごとに500円
- (7) 手続き
利用する日の前月1日から利用前日12：00（正午）までにすこやかで手続きをしてください。（詳しくは，すこやかまでお問い合わせください。）
平成29年8月から，予約方法でインターネット予約が開始されました。

3 「プレイセンターちょうふ」の一時預かり保育（リフレッシュ等，理由を問わず利用できます）

- (1) 対象年齢
生後3ヶ月～小学校就学前まで
- (2) 利用日数
1ヶ月に最大4日まで
- (3) 休館日
全体休館日（毎月第2土曜日・日曜日）
- (4) 利用時間
9：00～17：00
- (5) 利用定員
5人
- (6) 利用料
2時間まで500円，以降1時間ごとに500円
- (7) 手続き
運営法人のHPからお申込み可能です。
<http://www.shiragumo.com/playcentre/>

<子育て短期支援事業（トワイライトステイ）：すこやか>

【利用案内】

(1) 対象年齢

調布市在住の1歳6ヶ月～小学校6年生まで

(2) 利用期間

前期4月～9月・後期10月～翌年3月の2期制

(3) 利用可能日

月曜日～金曜日（祝日，年末年始（12月29日～1月4日）を除く）

(4) 利用時間

17：00～22：00

(5) 利用定員

1日16人

(6) 利用料

1日1人 1,000円（別途夕食代500円，送迎代200円）

(7) 手続き

半年ごとの会員登録です。申込み時期は市報，ホームページ等でお知らせします。詳しくは「すこやか」までお問い合わせください。※平成29年8月からインターネット予約の受付を開始しました。

（すこやか：042-481-7733）

<子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）：すこやか>

【利用案内】

(1) 会員条件

依頼会員（子育てのお手伝いをしてほしい方）：6ヶ月～小学校6年生の子どもを持つ方

協力会員（子育てのお手伝いができる方）：20歳以上の心身ともに健康な方（市内在勤・在学の方も可）

両方会員：依頼会員と協力会員両方を兼ねる方

(2) 謝礼

協力会員の方へ依頼会員が支払う謝礼金です。

月曜日～金曜日 7：00～19：00 1時間700円

土・日・祝日・早朝及び夜間 1時間900円

(3) 手続き

会員登録を希望する方は，必ず事業説明会に出席してください。説明会は，定期的に行っています。協力会員は，別途2日間の講習会を受講していただきます。詳しくは，すこやかまでお問い合わせください。

（すこやか：042-481-7730）

【事業実績】（再掲）

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
8 一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	量の見込み 3事業年間利用希望者数 (不定期就労のみ)	19,188人	19,235人	19,179人	18,736人	18,125人	
	事業実績	29,489人	32,492人	32,233人			
	確保方策 一時預かり事業	定員数	72人	72人	72人	72人	72人
		開所日数	240日	240日	240日	240日	240日
		年間定員数	17,280人	17,280人	17,280人	17,280人	17,280人
	確保方策 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	定員数	16人	16人	16人	16人	16人
		開所日数	336日	335日	335日	335日	335日
		年間定員数	5,376人	5,360人	5,360人	5,360人	5,360人
	確保方策 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	活動件数	8,603件	8,603件	8,603件	8,603件	8,603件
	確保量 一時預かり事業	定員数	77人	83人	83人		
		開所日数	910日	908日	912日		
		年間定員数	18,021人	20,954人	21,242人		
	確保量 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	定員数	16人	16人	16人		
		開所日数	242日	244日	243日		
年間定員数		3,872人	3,904人	3,888人			
確保量 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	活動件数	7,596人	7,634人	7,103人			

【一時預かり保育】

プレイセンターちょうふ：定員5人 開所日334日 利用実績1,670人

すこやか保育：定員6人 開所日334日 利用実績2,004人

認可保育園：定員72人 開所日244日 利用実績17,568人

すこやか保育は、平成29年8月から、予約方法でインターネット予約が開始されました。

【子育て短期支援事業トワイライトステイ】

実績数は横ばいで推移しています。平成29年8月から、予約方法でインターネット予約が開始されました。

【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）】

活動件数については、説明会参加者が平成28年度と比べて約50人減っているため、活動件数の減少につながっていると思われます。

【案内図】



⑨ 幼稚園の預かり保育

【事業概要】

幼稚園教育時間の終了後，引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため，在園児を幼稚園において預かり，保育を実施しています。

【調布市での取組】

現在，市内には私立幼稚園が15園あります。平成26年4月からは幼稚園預かり保育は13園で実施しています。

【利用案内】

通っている各園にお問い合わせください。

【事業実績】（再掲）

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
9	幼稚園の預かり保育	量の見込み	51,237人	51,237人	51,237人	51,237人	
		事業実績	73,922人	79,935人	64,502人		
		確保方策	幼稚園のニーズは現状維持で推移することが推測される。現状の取り組みを維持できるよう，協議を進める				
		確保量					

平成25年度までは私立幼稚園15園のうち，11園での実施でありました。平成26年度から13園での実施となったため，量の見込と大きく乖離しています。実績の算定基準の見直しを行ったことから，平成28年度と平成29年度を比較すると利用者が減少しています。

⑩ 病児保育事業（病児・病後児保育）

【事業概要】

病気の急性期または回復期にあつて集団保育を受けることが困難な期間にある児童を一時的に病児・病後児保育室で預かる事業です。

【調布市での取組】

保育園等に通園中の満1歳から小学校6年生までの児童を市内2箇所の施設で一時的にお預かりします。

病気の急性期又は回復期にあるお子さんを、以下の①～③すべて該当の場合に限ります。

- ① お子さんが病気の急性期又は回復期にあるため、保育園等へ登園することができない場合
- ② 保護者の勤務の都合や、傷病・事故・出産・冠婚葬祭等家庭で育児が困難な場合
- ③ 施設の指導医が受入れ可能と判断した場合

【利用案内】

1 費用

1人1日 2,500円

2 利用日時

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）8：30～17：30

3 実施施設

(1) エンゼルケアルーム

布田6-25-2 042-480-6160

(2) ポピンズルーム調布

西つつじヶ丘2-1-31 03-5384-2181

4 利用方法

保育課へ事前登録が必要です。事前登録後の利用の流れは、施設へ直接電話で確認してください。

※ 受入れ可能な病気

感冒，扁桃炎，気管支炎，嘔吐下痢等幼児が日常かかる病気や麻疹，水痘，風しん等の伝染性疾患，喘息等の慢性疾患及び熱傷，外傷，手術等の養生期で小児科医が受入れ可能と判断したものの。

【事業実績】（再掲）

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
10	病児保育事業(病児・病後児保育)	量の見込み	956人	956人	956人	956人	956人
		事業実績	926人	941人	915人		
		確保方策(定員数)	8人日	8人日	8人日	8人日	8人日
		確保方策(年間開所日数)	240日	240日	240日	240日	240日
		確保方策(年間定員)	1,920人日	1,920人日	1,920人日	1,920人日	1,920人日
		確保量(定員数)	8人日	8人日	8人日		
		確保量(年間開所日数)	413日	479日	479日		
		確保量(年間定員)	1,652人日	1,916人日	1916人日		

インフルエンザやノロウイルス等の感染症の流行時期は，定員に空きがなく，事業利用が困難な状況が発生しており，時期によって事業の稼働率が大きく変わっています。

平成29年度は，市内開設園2園共に年間を通して問題なく開所出来た為，昨年度と同じ開所日数・開所定員となっています。一方で，利用者は減少しています。

⑪ 妊娠に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）

【事業概要】

母子保健法第13条で，市町村が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定しています。

【調布市での取組】

全ての妊産婦に対して実施することを目標に実施しています。

【利用案内】

調布市では，母子保健法により母体や胎児の健康の確保を図るため妊婦健康診査を実施しています。妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図り，安心して妊娠・出産ができるよう，妊婦健康診査受診票に記載のある検査項目と妊婦超音波検査（経腹法でわかる範囲）及び妊婦子宮頸がん検診を公費により受診していただくことができます。（お問合せ：健康推進課042-441-6100）

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
11	妊娠に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診)	量の見込み	1,967人	1,942人	1,919人	1,899人	1,884人
		事業実績	1,972人	2,071人	1,982人		
		確保方策	全妊産婦を対象と想定しているため、今後も継続して実施する				
		確保量					

【事業実績】（再掲）

出生数が減少したことから、実績も減少しています。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得等の状況その他の事情を勘案して、保育園等に保護者が支払うべき日用品や文房具等の物品購入費や行事への参加等を助成する事業です。

【調布市での取組】

実施していません。今後、国や都の動向を踏まえるとともに、市民ニーズ等を把握して、今後の事業実施について検討していきます。

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	量の見込み	国や都の動向や調布市の実情を踏まえて検討する				
		事業実績	-	-	-		
		確保方策	国や都の動向を踏まえるとともに、市民ニーズ等を把握して、今後の事業実施について検討する				
		確保量	-	-	-		

【事業実績】（再掲）

今後も国や都の動向や市の実情を踏まえ、対応を検討します。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究，その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【調布市での取組】

実施していません。今後，国や都の動向を踏まえるとともに，市民ニーズ等を把握して，今後の事業実施について検討していきます。

【事業実績】（再掲）

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	量の見込み	国や都の動向や調布市の実情を踏まえて検討する				
		事業実績	-	-	-		
		確保方策	国や都の動向を踏まえるとともに，市民ニーズ等を把握して，今後の事業実施について検討する				
		確保量	-	-	-		

教育・保育施設である，認可保育園の整備を中心に進めている中，事業者から積極的な運営提案もあります。今後も国や都の動向や市の実情を踏まえ，対応を検討します。

2 母と子どもの健康支援

(1) 現状と課題

母子の健康管理と子どものすこやかな成長を促すためには、妊娠期からの子育てに関する不安の解消に向けた支援が重要です。母子健康手帳の交付時に適切な情報提供を行うとともに、新生児訪問（赤ちゃん訪問事業）、各種健診や教室、予防接種等をとおして、出産前後の家庭の育児支援をすることにより、出産や育児に係る保護者の不安の軽減を図っています。

近年、核家族化により、小さい子どもに接した経験のないまま妊娠出産を迎える保護者も多く、丁寧な育児支援の必要性が高まっています。また児童虐待防止の観点からも望まない妊娠に対応できる相談体制を整備し、妊娠期から支援を要する妊婦（特定妊婦）を早期に把握して継続的な支援につなげることも重要です。

支援にあたっては、庁内外の関係機関で必要な情報を共有して対応するほか、医療、福祉、保育をはじめとする関係機関と連携しながら、迅速に対応することが求められています。

(2) 施策の展開

子どもの健やかな心身の成長に大きく影響を与える母親への健康支援や、すべての子どもに対する発達段階に応じた各種健診や予防接種事業が円滑に行われるよう、医療機関との連携を強化した体制整備に努めます。更に、妊娠期からの早期支援をより確実に実施するために、妊婦の健康管理を担う医療機関と円滑に連携できる体制を整えます。

また、今後も引き続き出産前後の家庭への訪問、相談等のきめこまやかな支援を実施することで、保護者の育児負担の軽減と早期対応に努めます。

【施策の概要及び平成29年度の実績】

○妊娠届出時の相談の充実（妊婦に対する栄養指導，体調管理，禁煙支援等）

妊娠から出産，子育て期に渡る母子の健康管理のため，妊娠届出をした方に母子健康手帳を交付し，妊婦健康診査受診票やガイドブック等をセットした「母と子の保健バッグ」を配布しています。健康推進課で交付する際には，相談内容に応じて看護職が保健指導や健康相談も実施しています。

【実績】妊娠届出数 2,026 件（うち健康推進課 1,372 件，子ども家庭支援センターすこやか 293 件）平成 28 年 9 月から「ゆりかご調布」事業を開始し，健康推進課と子ども家庭支援センターすこやかで，専門職による面接を行っています。出産・育児に関する不安の軽減や継続的な支援に努めています。より多くの方が面接を受けられるように，平成 29 年度から月 2 回土曜日のゆりかご面接も実施しています。

○特定妊婦の把握と支援

妊娠届出時や医療機関からの情報等で，妊娠期から継続的な支援が必要な妊婦が把握された場合，保健師等が関係機関と連携を取りながら，妊婦及びその家庭の支援を行っています。

（平成 28 年度から「ゆりかご調布」事業からの情報も加わりました。）

○妊婦健康診査の公費負担による，妊娠期の健康管理の充実

健康診査により，妊婦の健康管理及び保健指導を行い，さらに乳児の死亡率の低下や流早死産を防止しています。特に B 型肝炎の検査により母子感染を起こすおそれのある妊婦の発見をしています。

【実績】 1,982 人

○こんにちは赤ちゃん訪問事業の継続

助産師・保健師・看護師等がお子さんが生まれた全ての家庭を対象に家庭訪問をしています。健康状態の確認や育児についての助言，子育てに関する情報提供等を行っています。

【実績】 2,024 人

○乳幼児健診による子どもの発育・発達状況の把握や疾病の早期発見と早期治療

3～4 か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診は、保健センターで実施し、発育、発達状況を確認し、疾病や異常の早期発見をしています。保護者の子育てに関する不安についての相談ができます。1歳6か月児と3歳児健診では歯科健診も同日に実施しています。また、希望者には当日受けられる心理相談を紹介しています。6～7か月児健診、9～10か月児健診は、医療機関で実施します。

【実績】

3～4か月児健診	2,066人
6～7か月児健診	1,990人
9～10か月児健診	1,952人
1歳6か月児健診	2,044人（歯科健診 2,043人）
3歳児健診	2,021人（歯科健診 2,018人）

○健診未受診者の把握

3～4か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診の未受診者に対して、子どもの発育・発達、家庭状況の把握のために、家庭訪問や電話連絡等をして、把握に努めています。状況により、関係機関と連携を取りながら支援にあたっています。

○子どもや家庭の状況に応じた健康相談、訪問指導の実施

<子どもの相談室>

子どものしつけや、言葉の発達、運動機能について心配がある場合、専門職による個別相談を行っています。子どもと保護者の状況によってグループも紹介しています。

【実績】

（個別相談）

こころの相談	222人（延べ 297人）
ことばの相談	162人（延べ 235人）
うんどうの相談	31人（延べ 32人）

（グループワーク）

どんぐりグループ	57組（延べ 465人）
くるみグループ	49組（延べ 431人）
親子で遊ぼうセミナー	73組（延べ 147人）

<アレルギー相談>

アレルギー疾患についての正しい知識を普及し、食事や生活相談にあたる職員や関係者の相談に応じています。また、アレルギー疾患について相談がある市民に対して個別相談、講演会を実施し、不安の解消に努めています。

【実績】

医師相談	39人（12回）
専門相談員相談	延べ213人（面接・電話・メール）
スキンケア教室	124組（延べ252人）
講演会参加者数	129人（10月21日実施）

育児に関する不安やご相談がある場合、地区担当保健師が随時家庭訪問したり、面接、電話等でご相談を受けています。

○母親（両親）学級・育児教室の充実

<もうすぐママパパ教室>

妊婦に対して母親同士の仲間づくりの手助けや妊娠中の不安の解消を図り、その夫（パートナー）に対しても出産、育児に協力して取り組める動機づけになるよう実施しています。平日3回、土曜日1回の4回コースと土曜日のみ1回コースがあります。

【実績】

4回コース	実施36回（延べ参加者 602人）
1回コース	実施24回（延べ参加者 1,108人）

<育児教室>

保護者が乳幼児期の様々な成長過程の課題を理解し、育て方の工夫や子育ての楽しみを見いだせるよう、乳児の発育や子育てに関する考え方、知識を伝えています。

【実績】

こあらかラス	353組（12回）
らいおんクラス	186組（12回）
地域健康教育（児童館で実施）	353組（延べ707人）

○定期予防接種の実施

伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づく定期予防接種を個別接種にて実施しています。

【実績】

<A類疾病> 13種類 延べ50,682件

3 特別な配慮が必要な子どもへの支援

(1) 要保護児童に関する支援

要保護児童¹⁹（児童虐待防止）対策の充実

児童虐待防止センターを調布市子ども家庭支援センターすこやか内に置き、児童虐待に関する相談を専用電話窓口（虐待防止ホットライン）・来所・訪問で受け付けています。「調布市要保護児童対策地域協議会」では、関係機関がケースごとにきめ細かい対応を行えるよう、関係機関の連携を強化します。健康推進課（調布市文化会館たづくり西館保健センター）では保育付で母親だけでグループワークを開催し、子育ての大変さに寄り添う支援を行うことで児童虐待防止を図っています。DV（配偶者暴力）に関する相談は、調布市民プラザあくろす男女共同参画推進センターでも受け付けています。また、「調布市児童虐待防止マニュアル²⁰」を策定し、保育園、幼稚園等の関係機関へと配布しています。

調布市要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもや、さまざまな問題を抱えている要保護児童等の早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行う児童福祉法に規定されている協議会。（平成19年2月9日に設置）

<主な業務>

代表者会議	協議会の構成機関等の代表者による会議（年1～2回開催）
実務者会議	実際に活動する実務者から構成される会議（年3～4回開催）
ケース会議	要保護児童等に関わりを持っている担当者や、今後関わりを有する可能性のある関係者等の担当者による会議（随時開催）

¹⁹ 要保護児童：要保護児童（保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」（児童福祉法第6条の3）であり、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童等も含まれる。

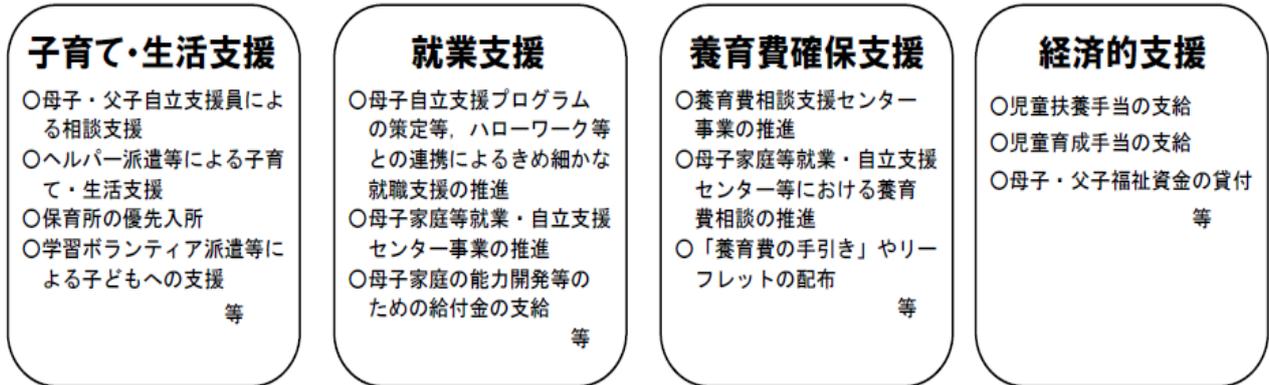
²⁰ 調布市児童虐待防止マニュアル：平成17年度策定。内容詳細については計画本書資料編参照。

【関連事業一覧】

事業名	事業内容及び平成29年度実績	所管
児童虐待防止センター	子ども自身や保護者、地域の方からの情報提供を受け付ける窓口です。児童虐待の問題について、臨床心理士・精神保健福祉士を含めた専門スタッフが電話・来所等での相談を受け、他の専門機関との迅速かつ確かな連携を図り、支援します。 【実績】児童虐待相談：17,488件 ホットライン：43件	子ども政策課 (すこやか)
調布市要保護児童対策地域協議会	児童虐待防止に向け、関係者が一堂に会し情報交換を行うとともに、個々の事例について援助方針を検討し合う会を開催しています。また、要保護児童対策を推進するための啓発活動を行っています。 【実績】代表者会議2回 実務者会議4回 ケース会議196回	子ども政策課
ママのほんわかタイム (グループワーク)	保護者同士が育児の大変さを共有し合うことで、育児負担感が軽減できるグループワークです。虐待を未然に防ぐことを目的にしています。 (1歳未満の乳幼児を持つ母を対象) 【実績】12回 延べ257人	健康推進課
メッセージ(乳児健診時グループワーク)活動	ママのほんわかタイムのプレ体験ができるグループです。赤ちゃん体操や今後の育児について意見交換もしています。 (乳幼児健診来所者を対象) 【実績】36回 延べ1,062人	健康推進課
親子のメンタルケア (たんぽぽグループ) 相談	保護者同士が育児の大変さを共有し合うことで、育児負担感が軽減できるグループワークです。虐待を未然に防ぐことを目的にしています。 (育児困難感を抱える親を対象) 【実績】24回 延べ105人	健康推進課
母子・女性緊急一時保護	緊急に保護を要する母子または女性に対し、必要な保護と相談・援助等を行い、自立への手段を講ずるまでの応急的な支援を行います。 【実績】3件 延べ34日	子ども家庭課
女性の生きかた相談	DV等女性が抱えるさまざまな悩みについて、相談者自身が問題解決の糸口を見出せるよう、面接による相談を受け付けています。必要な情報を提供する等、関係機関と連携を図りながら支援します。 【実績】相談件数375件 暴力に関する相談延べ件数121件	男女共同参画推進課
人権について考える講演会・講座	11月25日「女性に対する暴力撤廃日」(国連)、11月12日～25日「女性に対する暴力をなくす運動」実施(内閣府男女共同参画推進本部)に合わせて、人権について考えるきっかけとなるよう講演会・講座を開催します。 【実績】人権に関する講座については、社会情勢を踏まえ、教育現場におけるLGBTへの理解を深めるための講座を実施した。対象を小中学校の教職員に焦点を当て、LGBTである子どもたちに対して、大人ができることは何か、LGBT当事者である講師の経験談を踏まえ、考える講座とした。 開催1回 参加者43名 なお、「女性に対する暴力をなくす運動期間」の取組としては、児童虐待防止と配偶者暴力根絶の願いを込めて作った花のオブジェ等を展示する「みんなで笑顔の花を咲かせようプロジェクト」展を実施した。 開催1回 202人(子ども政策課との共催事業)	男女共同参画推進課

(2) ひとり親家庭等の支援

ひとり親家庭等の支援について、平成26年に母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法が一部改正され、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策が強化されています。国においては「子育て・生活支援策」「就業支援策」「養育費の確保策」「経済的支援策」の4本柱により施策が推進されており、調布市においても、ひとり親家庭等の相談支援事業の充実を図るとともに、各種手当等の経済的な支援を引き続き実施します。



出典 厚生労働省「ひとり親家庭の支援について」

【関連事業一覧】

事業名	事業内容及び平成29年度実績	所管
母子家庭等自立支援教育訓練給付金	就業を目的として、教育訓練講座を受講し、修了した方に給付金を支給します。※必ず事前に就労支援専門員への相談が必要です。 【実績】申請2件	子ども家庭課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金	就業を目的として、国家資格習得を目指している方に給付金等を支給します。※必ず事前に就労支援専門員への相談が必要です。 【実績】12件	子ども家庭課
児童扶養手当	母子・父子家庭等の状態にあって、18歳に達した年度の3月末日まで（中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで）の児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。 【実績】9,980円～42,290円 1,066人（全部停止を除く）	子ども家庭課
児童育成手当（育成手当）	母子・父子家庭等の状態にあって、18歳に達した年度の3月末日までの児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。 【実績】13,500円/月 2,058人	子ども家庭課
母子・父子自立支援員の配置（相談）	母子・父子家庭の皆さんが抱えている生活上の問題等の相談に、専門の相談員が対応します。 【実績】5人	子ども家庭課
母子就労支援専門員の配置（相談）	母子・父子家庭の自立促進のため、相談を行い、就業に向けてきめ細かく支援します。 【実績】2人	子ども家庭課

【関連事業一覧：前ページの続き】

事業名	事業内容及び平成29年度実績	所管
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の要件に該当する母、父または養育者及び18歳に達する日以降最初の3月31日まで（中程度以上の障害がある場合は、20歳未満まで）の児童に、医療費の自己負担分（課税世帯は、自己負担分の一部）を助成します。（生活保護受給者、健康保険未加入者は、対象外）所得制限があります。 【実績】1,118世帯 2,051人	子ども家庭課
JR通勤定期乗車券の割引	児童扶養手当受給世帯の方に「JR定期乗車券購入証明書」を交付します。この証明書をJRの窓口を持参すると、通勤定期券を3割引で購入できます。 【実績】対象者：児童扶養手当受給世帯	子ども家庭課
都営交通機関の無料パスの交付	児童扶養手当受給世帯の方お一人に、都営交通の無料乗車券を交付します。 【実績】対象者：児童扶養手当受給世帯	子ども家庭課
上・下水道料金及び家庭ごみ・粗大ごみ処理手数料の減免	児童扶養手当受給世帯を対象に、上・下水道料金の基本料金等及び家庭ごみ・粗大ごみ処理手数料（家電リサイクル法の適用となる粗大ごみは除く）を減免します。 【実績】対象者：児童扶養手当受給世帯 特別児童扶養手当受給世帯	子ども家庭課
ひとり親家庭ホームヘルプサービス	中学生以下の児童がいる母子・父子家庭等で、日常生活に著しく支障がある場合に、一定の期間ホームヘルパーを派遣します。 【実績】2世帯 95回 ※現在、小学3年生以下の児童がいるひとり親家庭等を対象としています。	子ども家庭課
単親家庭居室資金貸付	単親家庭の居宅を確保するため、賃借または建築に必要な資金の貸付を行います。 【実績】0件	子ども家庭課
母子・父子福祉資金貸付	母子・父子家庭の生活設計の一助として、その経済的自立を助成し、併せてお子さんの福祉を増進するため、各種資金の貸付を行います。 【実績】母子福祉資金48件 父子福祉資金4件	子ども家庭課
ひとり親世帯の子どもの学習支援事業	児童扶養手当受給者世帯等の中学生等に、学習支援を提供します。学習支援ボランティアにより学びをサポートすることで、対象者の学力向上を図り、進学・就職することを支援し、将来の貧困の連鎖を断ち切ります。生活困窮世帯（生活保護受給世帯を含む）の中学生を対象とした学習支援事業と一体的に実施しています。 【実績】延べ1,322人	子ども家庭課
ひとり親世帯の相談支援事業	ひとり親家庭の親・子ども・関係者を対象に、相談支援を実施します。生活支援や必要に応じて臨床心理士によるサポート、学校、民生委員・児童委員、福祉・保健機関、医療機関と連携を図り、地域全体で支えます。調布市子ども・若者総合相談事業と一体的に実施しています。 【実績】延べ1,223回	子ども家庭課

(3) 発達の遅れやかたよりのある子ども，障害のある子どもへの支援

発達に遅れやかたよりのある子ども，障害のある子ども，すべての子どもたち一人ひとりが，等しく家庭や地域で成長できるような取組を実施し，子どもと，子どもの発達に心配のある保護者等の支援を行います。

また，調布市障害者総合計画に位置づけてある障害児支援と連携を図っていきます。

【関連事業一覧】（☆：身体障害者手帳，愛の手帳等の交付を受けていない子ども，障害等の診断がされていない子どもでも，状況に応じて利用可能な事業及び関連事業）

【関連事業一覧：通園・通所支援事業等】

事業名		事業内容及び平成29年度実績	所管
☆	発達支援事業	発達に遅れやかたよりのある子どもとその家族に対して，年齢や一人ひとりの発達に応じた専門的なグループ指導や個別指導を行うことにより，子どもの健やかな成長とその子育て家庭を支援します。グループ指導・個別指導のほか，保護者に対し勉強会，面談等を実施するとともに，子どもの通う幼稚園・保育園に対し，相談・助言を行い，連携を図ります。 【実績】延べ5,993人	子ども発達センター
☆	緊急一時養護事業	子ども発達センターにて，発達に遅れやかたよりのある子ども，障害のある子どもを対象として，緊急一時養護事業（日中預かり）を実施しています。 【実績】延べ188人	子ども発達センター
☆	在宅障害者（児）委託型緊急一時保護事業	障害者（児）の家族の方が病気や所用で一時的に介護が困難になった場合に，障害者（児）本人をお預かりします。 1 宿泊保護 4箇所（重症心身障害者，身体障害者，障害児） 2 日帰り保護 1箇所 【実績】利用日数610日（内児童数不明）	障害福祉課
☆	障害児通園事業（児童発達支援事業）	専門的支援を必要とする障害のある3～5歳児を対象に，児童発達支援事業を実施し，子どもの特性に応じた個別的療育プログラムを提供し，社会的能力，認知能力，運動・活動能力等の育ちを支援します。 ・定員：1日40人 ・実施時間：午前9時30分から午後2時30分 ・日数：週5日（月～金曜日） 【実績】延べ6,063人	子ども発達センター
☆	交流保育	通園事業利用児童が，居住区の保育園で過ごし，地域の園児とふれあう事業を実施しています。 【実績】14人 55回	子ども発達センター
☆	利用者送迎事業	調布市子ども発達センターを利用する子どもや保護者の方々の送迎を行います。 【実績】延べ8,250人	子ども発達センター
☆	子ども施設支援事業	子ども施設等で，配慮を必要とする子どもの成長・発達を支援するため，専門職員が訪問し，職員に関わり方や環境整備等の助言を行います。その他，子ども施設の職員向けの講習会等を開催します。 【実績】研修会 10回 参加 210人 子ども施設訪問事業 9箇所 14人	子ども発達センター

【前ページからの続き】

事業名		事業内容及び平成29年度実績	所管
☆	巡回相談	学童クラブで、配慮を必要とする子どもの成長・発達を支援するため、専門職員が訪問し、職員に関わり方や環境整備等の助言を行います。 【実績】障害児等の育成において、学童クラブでの様子を観察し、育成方法についての指導・アドバイスを受けました。 観察 17回 指導 17回	児童青少年課
	障害児保育	集団保育が可能な障害児を保育園でお預かりします。(園ごとに受入児童数が異なります) 【実績】31園 66人	保育課
☆	学童クラブ障害児等送迎事業	障害児等の通学する小学校等と当該学童クラブとの間の送迎を行います。 【実績】延べ 2,649人	児童青少年課
	総合福祉センター放課後等デイサービス事業	障害のある児童に日中活動の場所を提供し、音楽療法を中心に専門的な療育を行います。 【実績】利用者数 56人、延べ利用日数 2,280日	障害福祉課
	在宅障害者ショートステイ事業	中学生以上の知的障害児の保護者が病気や所用、その他休養が必要となった場合等、一時的に介護が困難になった場合に、障害児本人をお預かりします。 【実績】実利用人数 75人、述べ利用日数 2,240日	障害福祉課
	障害福祉サービス費の支給	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所)及び計画相談支援の利用に係る費用を支給します。 【実績】支給決定者数 2,599人(内児童数不明)(居宅介護 320人、同行援護 69人、行動援護 72人、短期入所 409人、計画相談支援 1,729人)	障害福祉課
☆	障害児通所支援費の支給	児童福祉法に基づく障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)及び障害児相談支援の利用に係る費用を支給します。 【実績】支給決定者数 982人(児童発達支援 142人、医療型児童発達支援 7人、放課後等デイサービス 352人、保育所等訪問支援 4人、障害児相談支援 477人)	障害福祉課

【関連事業一覧：手帳・手当等】

事業名		事業内容及び平成29年度実績	所管
	心身障害児教育事業費補助金	障害児の就園及び障害児教育の充実を図るため、障害のある児童が通園している幼稚園に対し助成します。 【実績】31人	保育課
	児童育成手当(障害手当)	身体障害者手帳 1級・2級程度、愛の手帳 1～3度程度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の障害を持つ 20歳未満の児童を養育している方に手当を支給します。所得制限がありません。 【実績】15,500円/月 対象児童数 134人	子ども家庭課
	特別児童扶養手当	身体障害者手帳 1～3級程度、愛の手帳 1～3度程度若しくは同程度の疾病、身体または精神に障害のある 20歳未満の児童を養育している方に手当を支給します。所得制限がありません。 【実績】重度障害児 51,450円/月 中度障害児 34,270円/月 対象児童数 228人	子ども家庭課

【前ページからの続き】

事業名		事業内容及び平成29年度実績	所管
	障害児福祉手当	身体障害者手帳 1～2 級程度の方、愛の手帳 1～2 度程度の方、または上記と同等の疾病・障害のある方で、一定の要件を満たす方に手当を支給します。 【実績】 26,830 円/月（平成 29 年 2 月～平成 29 年 3 月） 26,620 円/月（平成 29 年 4 月～平成 30 年 1 月） 計 82 人	障害福祉課
	重度心身障害者手当	重度の知的障害と著しい精神障害を有する方、重度の知的障害と重度の身体障害を有する方、重度の肢体不自由で四肢機能障害を有し、一定の要件を満たす方に手当を支給します。 【実績】 60,000 円/月 150 人（内児童数不明）	障害福祉課
	心身障害者福祉手当	身体障害者手帳 1～4 級、愛の手帳 1～4 度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方で、一定の要件を満たす方に手当を支給します。 【実績】 7,200 円/月(231 人)、6,000 円/月(226 人)	障害福祉課
	心身障害者扶養共済制度	障害者を扶養する保護者が一定の掛金を納付することにより、その保護者に万が一のことがあった場合、障害者に終身一定額の年金を支給します。 【実績】 12 人（内児童数不明）	障害福祉課
	身体障害者手帳 愛の手帳 精神障害者保健福祉手帳	身体障害、知的障害、精神障害のある方に障害者手帳を交付します。身分証明になるとともに、各種福祉サービスを受ける際に必要です。 【実績】身体障害者手帳 137 人、愛の手帳 385 人、精神障害者保健福祉手帳 41 人	障害福祉課
☆	身体障害者手帳・診断書作成料の助成	身体障害者手帳の交付（再交付）申請時に必要な診断書料金を助成します。（上限 5,000 円） 【実績】 490 件	障害福祉課

【関連事業一覧：会議・計画】

事業名		事業内容及び平成29年度実績	所管
☆	子ども発達センター運営会議	有識者・NPO法人親の会・通園事業父母会・子ども発達センター利用者友の会・関係課等で構成する「子ども発達センター運営会議」において、発達に遅れやかたよりのある児童または保護者等のニーズに応じることができるよう、保護者や関係機関等の意見を事業に反映させるとともに、必要な協力体制等を検討していきます。 【実績】委員 12 人（7 月、2 月開催）	子ども発達センター
☆	障害児等福祉教育連携会議	個別記録票 i-ファイルの書式見直しや、発達に遅れやかたよりのある子どもたちへの一貫した支援について、関係機関での情報交換と共通認識・必要な協力体制の構築等を図るため連携会議を開催していきます。 【実績】委員 14 人（1 月開催）	子ども発達センター
☆	地域福祉計画の策定	地域福祉を総合的に推進するため、地域福祉推進会議等を通じて検討・協議を行い、計画を策定します。 【実績】地域福祉を推進する指針とするため、平成 28 年度に実施した市民福祉ニーズ調査の結果などを踏まえて、地域福祉推進会議（委員数 23 人、8 回開催）で検討を行い、福祉 3 計画合同説明会や市内 8 箇所での地域別説明会を開催するとともに、パブリック・コメント手続きを経て、計画を策定しました。	福祉総務課

【前ページからの続き】

事業名		事業内容及び平成29年度実績	所管
☆	障害者総合計画の策定	障害者福祉を総合的に推進するため、計画策定委員会等を通じて検討・協議を行い、障害者計画（障害者基本法）及び障害福祉計画（障害者総合支援法）を策定します。 【実績】昨年度に引き続き「調布市障害者総合計画策定委員会」を設置して検討を行い、市民説明会、パブリック・コメント手続きを経て平成30年3月に「調布市障害者総合計画※」を策定しました。	障害福祉課

※調布市障害者総合計画…障害者計画（障害者基本法）、障害福祉計画（障害者総合支援法）及び障害児福祉計画（児童福祉法）の総称

【関連事業一覧：その他，調布市のサービス】

事業名		事業内容及び平成29年度実績	所管
☆	小島町歯科診療所	障害のある方で地域開業医では困難な歯科治療を行っています。 【実績】受診 752人 108日/年	健康推進課
	ヘルプカードの配付	障害のある方が普段から身につけておくことで，緊急時や災害時，日常の困ったときに，周囲の配慮や手助けを受けやすくするためのヘルプカードを配布します。 【実績】197人	障害福祉課
☆	i-ファイルの活用促進	医療機関，保育園，幼稚園，学校等で，児童が一貫した継続的な支援が受けられるように，今まで受けてきた支援内容をまとめて保管できるファイルです。この「i-ファイル」を保護者に配布したり関係機関に周知しています。 【実績】配付総数 1,311部	子ども発達センター
	日常生活用具・設備改善費の給付	在宅の障害者に対して日常生活用具の購入，住宅設備の改善及び屋内移動の設備に要する費用の全部または一部を支給することによりその経済的負担を軽減します。 【実績】3,856件	障害福祉課
	補装具費の支給	補装具の購入や修理に要する費用の一部を支給します。 【実績】459件	障害福祉課
☆	中等度難聴児補聴器購入費助成金	中等度難聴児に対し，対象補聴器の購入費用を一部助成します。 【実績】4件	障害福祉課
	訪問入浴サービス	家庭において入浴することが困難な身体障害者の自宅へ訪問入浴車を派遣し，室内で入浴のサービスを行います。 【実績】884件（内児童数不明）	障害福祉課
☆	スクールサポーターの配置	通常の学級で特別な支援を要する児童・生徒への対応として，小・中学校全校にスクールサポーターを1人配置し対応しています。また，支援の必要な児童・生徒が増加しているため，派遣型スクールサポーターを5人配置しています。 【実績】通常の学級で特別な支援を要する児童・生徒への対応として，小・中学校全校にスクールサポーターを1人配置し対応しました。また，必要に応じて派遣型のスクールサポーターを配置しました。	指導室



4 子ども・子育て支援の新たな課題と調布市の方向性

(1) 妊娠・出産期からの安定的な支援

<現状と課題>

少子化，核家族化，地域のつながりの希薄化等により，地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており，子育てに関する知識や経験のないままに妊娠・出産・育児を迎える保護者が増えています。妊娠・出産時は，体調や気持ちの変化から，身体的，精神的に不安定になりがちな時期でもあります。妊娠・出産・育児に関し，保護者の不安を軽減し，心身の健康を維持すること，また，同時に子どもが心身ともに健やかに成長していくことは大変重要です。

調布市では，こんにちは赤ちゃん訪問等による母子の状況把握，妊婦健康診査や各種の乳幼児健康診査等の健康支援により妊娠・出産期から子育てについての不安解消を図っています。妊娠届出時の相談体制の整備を行い，必要な妊婦には家庭訪問を実施しています。さらに「もうすぐママ・パパ教室」を実施し，妊娠中の生活や出産等の子育ての正しい知識や出産・子育てに向けた仲間づくり等子育て世代の総合的な子育て力の向上について取り組んでおり，主に妊娠期，出産期におけるサポートを行っています。

妊娠・出産期から子育て期までの切れ目ない支援のためには，これまでの取り組みに加え，産後における健康面や心身のケアについて，より充実したサポート体制の構築をしていきます。

<施策の展開>

妊産婦の心身両面の健康管理の支援を充実します。

特に，妊娠や出産に伴う不安を軽減し，正しい知識をもって安心して出産・子育てにつながるように，保健師や助産師による「訪問・健康教育・相談・啓発」を行います。

【実績】

<ゆりかご調布事業>

平成28年9月から「ゆりかご調布」事業を実施し，妊娠中に専門職が面接をすることで，妊娠期から子育て期にわたって，切れ目ない支援を行います。母子保健や子育て支援に関する情報提供や相談を受けています。面接後も継続的に支援が必要な場合には，保健師が個別に相談を受けています。

【面接数】2,070件

(うち健康推進課 1,777件，子ども家庭支援センターすこやか 293件)

<もうすぐママパパ教室>

妊婦に対して母親同士の仲間づくりの手助けや妊娠中の不安の解消を図り、その夫（パートナー）に対しても出産、育児に協力して取り組める動機づけになるよう実施しています。平日3回、土曜日1回の4回コースと土曜日のみ1回コースがあります。

【実績】

4回コース 実施36回（延べ参加者 602人）

1回コース 実施24回（延べ参加者 1,108人）

健康診査や訪問事業を通じて、支援が必要な子育て家庭の早期発見と他機関の連携による継続支援を行います。

生後4か月目までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は訪問率100%を目指します。

【実績】96.9%

子育て家庭の健康増進のため、妊産婦及び乳幼児の健康診査事業を実施します。

【全体実績】

健康診査により、妊婦の健康管理及び保健指導を行います。また乳幼児期の健診を行い、お子さんやその家族の健康増進に努めています。

<妊婦健診>

健康診査により、妊婦の健康管理及び保健指導を行い、さらに乳児の死亡率の低下や流早死産を防止しています。特にB型肝炎の検査により母子感染を起こすおそれのある妊婦の発見をしています。

【実績】1,982人

<乳幼児健診>

3～4か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診は、保健センターで実施し、発育、発達状況を確認し、疾病や異常の早期発見をしています。保護者の子育てに関する不安についての相談ができます。1歳6か月児と3歳児健診では歯科健診も同日に実施しています。また、希望者には当日受けられる心理相談を紹介しています。

6～7か月児健診、9～10か月児健診は、医療機関で実施します。

【実績】

3～4か月児健診 2,066人

6～7か月児健診 1,990人

9～10か月児健診 1,952人

1歳6か月児健診 2,044人（歯科健診 2,043人）

3歳児健診 2,021人（歯科健診 2,018人）

健康推進課（調布市文化会館たづくり西館保健センター）では引き続き、専門医・専門相談員による健康診査と個別相談を行います。

【全体実績】

＜子どもの相談室＞

子どものしつけや、言葉の発達、運動機能について心配がある場合、専門職による個別相談を行っています。子どもと保護者の状況によってグループも紹介しています。

【実績】

＜個別相談＞

こころの相談 222人（延べ297人）

ことばの相談 162人（延べ235人）

うんどうの相談 31人（延べ32人）

＜グループワーク＞

どんぐりグループ 57組（延べ465人）

くるみグループ 49組（延べ431人）

親子で遊ぼうセミナー 73組（延べ147人）

＜アレルギー相談＞

アレルギー疾患についての正しい知識の普及し、食事や生活相談にあたる職員や関係者の相談に応じています。また、アレルギー疾患について相談がある市民に対して個別相談、講演会を実施し、不安の解消に努めています。

【実績】

医師相談 39人（12回）、

専門相談員相談 延べ213人（面接・電話・メール）

スキンケア教室 124組（延べ252人）

講演会参加者数 129人（10月21日実施）

より身近な場で妊産婦等を支える切れ目のない事業の実施を検討

調布市では、産前産後期の支援として、「各種健診」、「こんにちは赤ちゃん訪問」や「ベイビーすこやか（産前・産後支援ヘルパー事業）²¹」等の事業を実施しています。子ども・子育て新制度では、地域子ども・子育て支援事業のひとつとして、利用者支援事業（母子保健型）が創設され、妊産婦等に対し、きめ細かい支援を実施することが求められています。調布市においても、既存事業を引き続き実施するとともに、民間事業者と協力しながら、退院直後の母子が宿泊・日帰り等で利用できる施設の誘致を検討します。

²¹ベイビーすこやか(産前・産後支援ヘルパー事業):産前・産後の家事や育児の支援が必要な家庭にヘルパーを派遣して、子どものお世話や家事援助を行うサービス。

【実績】

平成28年9月から利用者支援事業（母子保健型）を開始しました。「ゆりかご調布」事業を実施し、安心して出産を迎えられるよう専門職による面接相談を行っています。継続的な支援が必要な場合には、子ども家庭支援センターすこやか等の関係機関と連携し、支援を行っています。また、こにちは赤ちゃん訪問や各種健診では、専門職が様々な育児の相談を受けています。

平成29年11月から、母親の休息や育児不安の軽減を目的に、「産後ケア事業」を実施しました。生後4か月以内の子どもとその母親で、家族から支援が受けられない方を対象に、市内の施設でデイケアを実施しています。

申請件数 116 件， 利用件数 95 件

（2） 子どもの貧困対策の推進

＜現状と課題＞

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、平成26年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されており、子どもの貧困は、国を挙げて取り組む課題となっています。

我が国の子どもの貧困率²²は13.9%（平成28年 国民生活基礎調査）と先進国のなかでも割合が高く、18歳未満の子どもの約7人に1人が経済的に困窮しているといわれています。なかでもひとり親世帯の貧困率は50.8%（平成28年 国民生活基礎調査）と高くなっています。

また、全国の高等学校進学率が98.8%であるのと比較して、生活保護世帯の子どもが92.8%（平成27年4月1日現在 厚生労働省社会・援護局保護課調べ）と低い水準にあります。

調布市では、生活保護受給者数が3,069人（平成29年度末時点）です。経済的理由により児童・生徒の保護者に対して援助する就学援助費は、生活保護要保護世帯で98人、これに準ずる程度に困窮している1,498人（平成29年度認定者数）に支給されています。また、ひとり親家庭等に支給される（所得制限あり）児童扶養手当の受給者は1,066人（平成30年3月）です。

調布市においても生活保護世帯やひとり親世帯の増加等、経済的困窮状態にある世帯は増加傾向にあり、子どもの貧困への対策は、喫緊の課題です。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、学校や地域、行政と関係機関が連携し総合的に支援し、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指せるよう取り組みます。

²²子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得^{*}が貧困線^{*}に満たない子どもの割合。
^{*}等価可処分所得…世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）
^{*}貧困線…等価可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得の中央値の半分の額

< 施策の展開 >

① 学校教育における支援

「学び」に困難を抱える子どもたちへの取組

様々な要因から「学び」に困難を抱える児童・生徒に対して、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーにより個々に応じた支援を行います。

【実績】

教育支援コーディネーター室に教育及び社会福祉に関する専門的知識を有する教育支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカーを3名ずつ配置し支援しました。教育支援コーディネーター室活動件数 2,498 件

幼児教育への経済的支援

特定教育・保育の利用者負担額については、世帯の所得を勘案して設定することとしており、特に低所得世帯の負担軽減を図ります。また、幼稚園に通園する子どもの保護者を対象に、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金や就園奨励費補助金による負担軽減を、引き続き実施します。

【実績】

特定教育・保育の利用者負担額については、世帯の所得を勘案して設定することとしており、特に低所得世帯の負担軽減を図りました。また、幼稚園に通園する子どもの保護者を対象に、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金や就園奨励費補助金による負担軽減を、実施しました。平成28年度より低所得の多子世帯等に対して保護者負担軽減の充実を図りました。

就学支援の充実

全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金制度や、生活保護世帯や非課税世帯に対して、授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金制度を引き続き実施します。

【実績】

国と東京都の制度です。調布市ではホームページで掲載しています。

大学等進学に対する教育支援

生活困窮世帯の高校や大学への進学を希望する中・高校生に対して、受験に向けた教育支援として、学習塾等の受講費用や受験料の貸し付けを行う受験生チャレンジ支援貸付事業を実施します。

【実績】

貸付実績 242 件

1 学習塾等受講料（入学試験に備えるために必要となる学習塾等の受講費用の貸付）

(1) 中学 3 年生とそれに準じる人 78 件 200,000 円（貸付限度額）

(2) 高校 3 年生とそれに準じる人 36 件 200,000 円（貸付限度額）

2 受験料貸付金（高等学校、大学等を受験するために必要となる受験料の貸付け）

(1) 中学 3 年生とそれに準じる人 77 件

27,400 円（1 校当たり 23,000 円限度 4 校まで）

(2) 高校 3 年生とそれに準じる人 51 件

80,000 円（1 校当たりの上限・回数制限なし）

②学習の支援

ひとり親世帯等への学習支援

対象者である児童扶養手当受給者世帯等の子どもに、学習支援を提供します。学習支援ボランティアにより学びをサポートすることで、対象者の学力向上を図り、進学・就職することを支援し、将来の貧困の連鎖を断ち切ります。さらに、生活支援や必要に応じて臨床心理士によるサポート、学校、民生委員・児童委員、福祉・保健機関、医療機関と連携を図り、地域全体で支えます。

【実績】

ひとり親世帯 延べ利用人数 1,322 人（再掲）

生活困窮世帯（生活保護受給世帯を含む）

利用人数 20 人 延べ利用回数 562 回

78 ページ、調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」の概要を参照下さい。

③生活の支援

保護者の生活支援

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぎます。

【実績】

「調布ライフサポート」は、複合的な課題を抱える生活困窮者に対して包括的な相談窓口となっています。相談内容により適切な機関に繋ぐ役割を果たし、就労活動の支援が必要な方については、ライフサポート内で継続して支援を行っています。

<調布ライフサポートの相談実績>

- 新規相談受付件数 117件
- 支援プラン作成件数 52件
- 就労支援対象者数 52件
- 就職者数 47件

※就労支援対象者数は、支援プラン作成者の内数。

※就職者数は、前年度から継続支援している対象者も含まれます。

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯に対して、調布市では母子・父子就労支援専門員が就労相談等を通して、生活の安定を図るための支援を行っています。さらに平成26年8月にハローワーク府中と共同で調布市役所内に開設した「ちょうふ就職サポート」等と連携を図りながら支援を強化していきます。

【実績】

「ちょうふ就職サポート」では、生活保護を受けている方、児童扶養手当を受給されている方、調布ライフサポートにより就労支援を行っている方を対象に就労支援を行います。

- 生活保護受給者の利用実績 81人
- 生活困窮者（調布ライフサポート利用者）の利用実績 14名

子育てと就業の両立等、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を行います。

【実績】

55～56ページの各事業実績のとおり。

子どもの生活支援

生活困窮世帯に対して、保育園や学童クラブ等の利用者負担の減免や減額を行います。

【実績】

<保育園>

1 生活保護世帯及び非課税世帯

上記世帯の保育料は無償とします。

2 多子軽減制度

(1) 兄弟が認可保育園等に在園している場合、第2子を半額、第3子以降を無償とします。

(2) 市民税所得割合算額が一定以下の世帯については、児童の年齢上限を撤廃し、第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償とします。

3 ひとり親世帯や障害者手帳交付世帯等の負担軽減制度

市民税所得割合算額が一定以下の世帯について、児童の年齢制限を撤廃し、第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償とします。

<学童クラブ>

1 免除

(1) 生活保護を受けているとき

(2) 就学援助を受けているとき

(3) 特別支援学校において就学奨励費を支弁区分1でうけているとき

(4) 世帯全員の市民税は非課税のとき

(5) 被災など著しく生活が困難な状態にあるとき

2 減額

(1) 同一世帯で2人以上の児童が入会しているとき（2人目以降）

(2) 調布市ひとり親家庭等医療費助成をうけているとき

(3) 夏休み・学童クラブ事業利用のうち、7月分育成料

乳幼児期は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期です。食育推進基本計画の内容を踏まえつつ、乳幼児健診等における栄養指導の機会等を活用し、食育の推進を図ります。

【実績】

乳幼児健診やわくわく育児教室、こども歯科相談室、栄養相談、電話・来所による個別相談を実施し、お子さんが健やかに成長できるよう集団教育及び個別の

栄養相談を行っています。

＜集団教育＞

3～4か月健診 2,066人

わくわく育児教室 こあらかラス 353人

わくわく育児教室 らいおんクラス 186人

こども歯科相談室2歳児 662人

こども歯科相談室5歳児 180人

＜個別相談＞

1歳6か月健診 182人

3歳児健診 63人

こども歯科相談室2歳児 34人

栄養相談 48人

電話相談 70人

来所相談 19人

訪問相談 1人

関係機関の連携による包括的な支援

ネグレクト等の虐待の背景には複合的な要因が絡んでいる場合が多く、課題のある子どもへの対策を主眼に、調布市要保護児童対策地域協議会の運営等を通じて、密に関係機関と連携し、個々のケースに応じたきめ細かい支援を行っています。

【実績】

専門相談員が虐待に関する相談・通報などに対応し、内容に応じて各関係機関と連携調整することで、保護を要する児童等の適切な支援を行いました。

代表者会議 2回、実務者会議 4回、ケース会議 196回

（3） 困難を有する若者への支援（調布市子ども・若者計画）

＜現状と課題＞

近年、子ども・若者を取り巻く状況は、長期にわたる景気低迷や情報化等による急激な社会環境の変化により子ども・若者に関する新たな問題が発生するとともに、その内容も複雑化しています。

全国で、15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない若年無業者（いわゆる「ニート」）は60万人（平成25年）、長期間にわたり自宅にひきこもって社会参加しない状態が続いている15～39歳の「ひきこもり」は約70万人

（平成22年）とされています。また、これらニートやひきこもりに繋がる可能性が高いと言われる不登校の小中学校児童生徒数は約 11万2千人（平成24年）、高校中退者は約5万1千人（平成24年）という状況です。

調布市における対象人口や進学者数（平成25年）に全国の比率（ニート15～34歳：2.2%，ひきこもり15～39歳：1.79%，高校中退者：1.5%）を乗じて算出した場合、若年無業者が595人、ひきこもりが636人、高校中退者が85人と推計されます。なお、不登校の小中学校児童生徒数については、文部科学省「平成25年度児童生徒の問題行動等生活指導上の諸問題に関する調査」による実績値があり、調布市においては小学校0.57%，中学校2.65%，不登校の児童生徒数は156人となっております。

こうした困難を抱える子ども・若者が増加している中、子ども・若者を孤立させず社会との接点を維持させることができる居場所の確保が課題です。

このような状況を背景に、平成22年4月に施行された子ども・若者育成支援推進法では、子ども・若者育成支援施策の総合的推進と若年無業者等の社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者への支援を行うためのネットワークづくりの推進を柱としています。

調布市では、このネットワークづくりとして、現在、NPO法人等が運営する自立に向けた相談・支援場所がありますが、さらに若者の自立を支援していくため、これらの地域資源と連携を図るとともに、訪問支援や社会参加活動の支援等、社会全体で子ども・若者を支えていく仕組みづくりが重要であると考えます。加えて、福祉・保健機関や医療機関とも連携を図り、健康面も含めた生活全般を支えていく必要もあると考えます。

< 施策の展開 >

①すべての子ども・若者の健やかな成長への支援

自己形成，社会参加支援

近年、子ども・若者が様々な社会活動を経験することが少なくなっており、他者との関係を築くことができない、規範意識や目的意識が低い子どもや若者がみられます。そこで、幅広い体験を通し、自ら考え、自ら行動する力を身につけ、夢や目標を実現することができる自立した子ども・若者の育成を図るため、成長段階に応じたスポーツ、ボランティア体験や道徳教育、自然・文化・歴史に触れる体験等、様々な体験や学習機会の提供を図ります。

【実績】

調布市健全育成推進地区委員会が実施する活動への参加人数は20地区合計で59,494人

健康と安心の確保

子ども・若者が生涯にわたり健康で充実した生活を送る能力を身に付けるため、学校等における健康教育を推進します。

【全体実績】

＜調布市青少年健全育成地区親善ソフトボール大会の実施＞

【実績】

19 地区合計で 386 人

＜市立小・中学校において、食や栄養に関する取組を実施＞

【実績】

小学校 6 校 中学校 3 校

＜オリンピック・パラリンピアン・アスリートによる講演会やスポーツ教室の実施＞

【実績】

佐藤麻衣子氏や千田健太氏などのオリンピック選手による講話や体験活動を通して運動や健康への興味が高まった。

オリンピックである廣瀬栄理子氏を招き、夢を持つことや運動へ臨む日々の努力の大切さを学んだ。

F C 東京の選手と交流することによって、スポーツへの興味関心が高まった。

若者の職業的自立，就労等支援

勤労観や職業観を養うための第一歩として中学生を対象に職場体験活動を実施します。

【実績】

市立中学校の 2 年生が，地域の事業所等で 5 日間程職場体験を実施。

対象生徒 1,323 人

受け入れ事業所数

第 1 期-163 事業所 第 2 期-145 事業所 第 3 期-123 事業所計 431 事業所

高校生や大学生等の主体的な職業選択や高い職業意識の育成を目的として，市役所におけるインターンシップの受入を実施します。

【実績】

児童館（11 館）及び全館事業であるウルトラキャンプにおいて大学からのインターンシップを受け入れているほか，保育実習や高校生のボランティア体験，中学生の職場体験の受け入れも行っています。

インターンシップ 10 大学（39 人）

保育実習 1 大学（2 人）

また、男女共同参画推進課では、4人の大学生を受け入れ、男女共同参画推進のための事業企画及びプレゼンテーションを行いました。

生活困窮家庭等を中心に、一人ひとりの課題に応じた相談を実施します。

【実績】

55～56ページの各事業実績のとおり。

様々な悩みを抱える若者が就労に向かえるよう、パソコン講習や面接対策等の多様な支援サービスでサポートを行う「ちょうふ若者サポートステーション²³」と連携を図ります。また、働くことに不安を抱える子どもを持つ保護者への相談支援を行っていきます。

【実績】

調布市子ども・若者総合支援事業にて、必要に応じてちょうふ若者サポートステーションへ対象者の紹介を行っています。

〈ちょうふ若者サポートステーション〉

相談件数：1,591件

進路決定者数：100名

② 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

不登校、若年無業者等の子ども・若者への支援

不登校、障害、若年無業者等、虐待を始めとする犯罪被害、定住外国人の言語の壁等、社会生活を円滑に営む上での困難な要因が多岐にわたっていることから、それぞれの状況に応じた支援が必要です。非行や犯罪に陥った子ども・若者については、その抱える困難に配慮し、社会の一員として立ち直ることができるよう支援します。子ども・若者本人だけでなく、家族に対する支援も行います。

【実績】

調布市子ども・若者総合相談事業にて、困難を抱える若者への相談等の支援を行っています。

〈相談事業〉

対象 概ね中学生以上の子ども・若者、及びその家族

実施日 平日 10:00～20:00 ※木曜のみ10:00～17:00

内容 電話・訪問等での相談に応じ、必要な支援機関への紹介等も含め、課題解決に向けた支援を行います。

利用人数：188人 利用回数：2,191回

²³ちょうふ若者サポートステーション：若年無業者（ニート）等様々な悩みを抱える15歳～39歳までの若者の職業的自立支援を実施する「地域若者サポートステーション」（厚生労働省委託事業）を平成25年7月に誘致し、国領駅前の調布市市民プラザあくろす内に開設。

発達の遅れ又はかたよりのある子ども及びそのおそれのある子どもへの支援

医療、保健、福祉、教育関係機関等の連携が重要であることから、「子ども発達センター」を核とした地域支援体制の強化を推進します。健康診査等を通じた早期発見に努めるほか、発達が気になる段階からの支援や就学にむけての相談を行います。

【実績】

発達に心配がある場合、発達健診での医師相談や理学療法士の指導、または、こども相談室での専門職の相談を紹介しています。療育が必要な場合には、「子ども発達センター」を紹介しています。また、就学前には教育相談所に紹介をしています。保健師が訪問・面接・電話等で随時相談に応じています。

＜発達健診＞ 受診者数 112人(延べ)

＜こども相談室＞ 発達センターを紹介 70人

非行防止と薬物乱用防止

非行の防止や犯罪、薬物乱用から子ども・若者を守るため、学校等における薬物乱用防止教室等の子ども・若者に対する啓発とともに、非行防止街頭パトロール等の地域が一体となった活動を推進します。

【実績】

7月から8月に調布市健全育成推進各地区委員会にて有害環境調査に伴うパトロールを実施しました。

また、調布市青少年補導連絡会にて、7月に調布駅周辺、3月に仙川駅及びつつじヶ丘駅周辺の非行防止街頭パトロールを行いました。

困難を有する子ども・若者の居場所づくり

障害がある特別支援学校等の児童生徒に対し、放課後の活動を支援する居場所として、児童デイサービスを実施します。

【実績】

児童青少年課において、従来の学童クラブでは受入れが困難な児童の受け入れを行う予定である（仮称）石原小学校地域学童クラブについて、関係団体と協議のうえ、その内容を施設設計に反映させた。

15歳以上の不登校、フリーター、若年無業者等の子ども・若者を対象に自立を目指すことを目的として相談体制を確立するとともに、子ども・若者の居場所を確保しつつ、個々の状況に応じた生活支援を行います

【実績】

＜居場所事業＞

1 対象

不登校の中学生や，高校中退・ひきこもり等の状態にある，概ね15歳以上の子ども・若者

2 実施日

月・火・水・金 10:00～18:00

3 内容

他者との交流，調理実習などの活動を通して，社会経験や生活技術を得られる機会をつくります。また，復学や高校中退予防のための学習サポートも行います。延べ732人

特に配慮が必要な子ども・若者の支援

定住外国人の子どもに対して，公立学校における日本語指導教室を実施します。

【実績】

日本語の会話・理解が困難な海外からの帰国及び外国籍児童・生徒が，学校に早く適応できるよう，基本的な日本語指導等を行いました。

在籍人数 61 名，実施回数 89 回

十代で親になる若者に対し，妊娠・出産に伴う健康管理や子育ての知識や経験の不足に対する個別相談や支援を実施します。

【実績】

妊娠や出産，子育てに関して不安を抱えることが多いため，保健師等専門職が子育ての不安等に対して，相談できる体制を整えています。妊婦の保護者からの相談に，関係機関と連携して対応しています。

子ども・若者の被害防止・保護

児童虐待防止センターを調布市子ども家庭支援センターすこやか内に置き，児童虐待に関する相談を専用電話窓口（虐待防止ホットライン），来所及び訪問で受け付けています。「調布市要保護児童対策地域協議会」では，関係機関がケースごとにきめ細かい対応を行えるよう，関係機関の連携を強化します。

【実績】

専門相談員が虐待に関する相談・通報などに対応し，内容に応じて各関係機関と連携調整することで，保護を要する児童等の適切な支援を行いました。母子保健部門（健康推進課）と定期的な連絡会により，若年での妊娠や，家族・親族の支援を得にくい，被虐待歴があるなどのリスクが見られ，出産前からの支援が特に必要と思われる特定妊婦に関して，数的把握と情報共有を行いました。

訪問面接 7,802 件，所内面接 7,730 件，（以下再掲）虐待防止ホットラインで受けた件数 43 件，虐待相談件数 297 件，要保護児童等 633 ケース

いじめ等被害を防止するため、学校において、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取り組みを関係機関等と連携して促進するとともに、いじめ等に関する相談体制の充実を図ります。

【実績】

調布市教育委員会いじめ問題対策協議会を実施し、関係機関等の情報共有を行い、連携を深めました。また、学校にいじめ相談窓口を設置し、保護者に周知しました。

スクールカウンセラーを全校に配置し、小学校5年生及び中学校1年生の児童・生徒に対して全員面接を行いました。

6月・11月・2月 ふれあい月間、いじめアンケート調査

12月 人権週間、いのちと心の教育月間

③社会全体で支えるための環境整備

関係各課の庁内連携，地域資源を活用したネットワーク化の推進

子ども・若者支援に関する課題を共有し、庁内連携を図るため、これまで庁内関係各課による連絡会を開催していますが、これに加え、平成26年度には青少年ステーション（CAPS）やこころの健康支援センター等、市の関係施設による連絡会を開催しました。今後とも、これらの会議等を通じて、各部門との情報共有と地域資源のネットワーク化をより一層図っていきます。

【実績】

困難を有する若者への支援を行っている機関の円滑な連携を図ることを目的に平成29年11月に「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」が発足しました。

子ども・若者の居場所の機能強化を図るため、生活困窮者自立支援法等に基づく学習支援の拠点と一体的な運用も課題です。その点を踏まえ、拠点整備も視野に入れた検討を進めていきます。さらに、子ども・若者施策を推進するため、子ども・若者支援地域協議会の設置について検討していきます。

【実績】

<学習支援事業>

- (1) 対象 児童扶養手当や就学援助等を受給している家庭の中学生等
- (2) 実施日 月・水・金 18:00～20:00
- (3) 内容

児童扶養手当や就学援助等を受給している世帯の子どもに、学習支援を提供します。学習支援ボランティアにより学びをサポートすることで、対象者の学力向上を図り、進学・就職することを支援し、将来の貧困の連鎖を断ち切りま

す。さらに、生活支援や必要に応じて臨床心理士によるサポート、学校、民生委員・児童委員、福祉・保健機関、医療機関と連携を図り、地域全体で支えます。学習コーディネーターと学生ボランティアによるマンツーマンの指導により、高校等の進学に向けた学習、及び学習習慣獲得のための支援を行います。少し年上の学生ボランティアと気軽に話もできる場です。

ひとり親世帯 延べ利用人数 1,322 人（再掲）

生活困窮世帯（生活保護受給世帯を含む）

利用人数 20 人 延べ利用回数 562 回（再掲）

<子ども・若者支援地域協議会の設置>

名称：調布市子ども・若者支援地域ネットワーク

発足日：平成29年11月1日

参加機関数：20団体

●調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」の概要

<利用について>

1 学習支援事業

- (1) 対象 児童扶養手当や就学援助等を受給している家庭の中学生等
- (2) 実施日 月・水・金 18:00～20:00
- (3) 内容

学習コーディネーターと学生ボランティアによるマンツーマンの指導により、高校等の進学に向けた学習，及び学習習慣獲得のための支援を行います。少し年上の学生ボランティアと気軽に話もできる場です。

2 居場所事業

- (1) 対象 不登校の中学生や，高校中退・ひきこもり等の状態にある，概ね15歳以上の子ども・若者
- (2) 実施日 月・火・水・金 10:00～18:00
- (3) 内容

他者との交流，調理実習等の活動を通して，社会経験や生活技術を得られる機会をつくります。また，復学や高校中退予防のための学習サポートも行います。

3 相談事業

- (1) 対象 概ね中学生以上の子ども・若者，及びその家族
- (2) 実施日 平日10:00～20:00 ※木曜のみ10:00～17:00
- (3) 内容

電話・訪問等での相談に応じ，必要な支援機関への紹介等も含め，課題解決に向けた支援を行います。

※問い合わせ：社会福祉協議会（042-452-8816）



【学習支援事業の様子】



【居場所の様子】

【相談連絡先一覧】

◎子育て相談

機関名		電話	所在地
調布市子ども家庭支援センターすこやか		042-481-7733 (代表)	調布市国領町3-1-38 ココスクエア2階
		042-481-7731 (相談専用)	
		0120-087-358 (虐待防止ホットライン)	
各民生児童委員 (所管：福祉総務課)	各地区の委員へ問い合わせ (所管：042-481-7101)	調布市小島町2-35-1 調布市役所3階	
東京都多摩児童相談所	042-372-5600	多摩市諏訪2-6	
東京都児童相談センター	03-3366-4152 (よいこに電話相談)	新宿区北新宿4-6-1 (東京都子供家庭総合センター内)	
東京都福祉保健局	03-3568-3711 (TOKYO子育て情報サービス)	新宿区西新宿2-8-1 (少子社会対策部家庭支援課母子保健担当)	
子育てひろば	オリンピック保育園	0120-820-323	調布市佐須町3-1-5
	東京YWCAまきば保育園	042-483-5151	調布市国領町7-11-1
	つつじヶ丘児童館	042-499-8951	調布市西つつじヶ丘3-19-1
	東部児童館	03-3307-6155	調布市若葉町1-29-21
	国領児童館	042-485-8488	調布市国領町3-8-15 4号棟
	多摩川児童館	042-499-2055	調布市多摩川5-1-2
	深大寺児童館	042-488-7266	調布市深大寺東町5-14-1
	富士見児童館	042-499-3537	調布市富士見町1-8-1
	佐須児童館	042-481-7470	調布市佐須町4-42-2
	西部児童館	042-484-7111	調布市上石原3-21-6
	緑ヶ丘児童館	03-3300-6331	調布市緑ヶ丘2-20-16
	調布ヶ丘児童館	042-499-8777	調布市調布ヶ丘2-36-1
	染地児童館	042-499-1682	調布市染地2-41-12
保育園	宮の下保育園	042-486-5682	調布市上石原3-34-10
	上石原保育園	042-484-0234	調布市上石原2-8-3
	富士見保育園	042-481-7671	調布市富士見町2-3-26
	下布田保育園	042-481-7668	調布市布田2-27-4
	神代保育園	042-485-3103	調布市西つつじヶ丘1-40-5
	東部保育園	03-3307-2081	調布市若葉町1-29-21
	金子保育園	042-483-4410	調布市西つつじヶ丘4-16-7
	第五保育園	042-484-2200	調布市国領町3-12-1

◎健康相談・発達相談

機関名	電話	所在地
調布市文化会館たづくり西館 保健センター	042-441-6081 (こどもの相談室/こども 歯科相談室)	調布市小島町2-33-1 調布市文化会館たづくり西館4階
東京都福祉保健局	03-5285-8898 (母と子の健康相談室 (小児救急相談))	新宿区西新宿2-8-1 (少子社会対策部家庭支援課母子保健 担当)
東京都児童相談センター	03-3366-4152 (よいこに電話相談)	新宿区北新宿4-6-1 (東京都子供家庭総合センター内)
東京都多摩児童相談所	042-372-5600	多摩市諏訪2-6
調布市子ども発達センター	042-486-1190 (代表) ----- 042-486-3200 (相談専用)	調布市西町290-49
調布市子ども家庭支援センターすこやか	042-481-7733 (代表) ----- 042-481-7731 (相談専用)	調布市国領町3-1-38 ココスクエア2階

◎学校支援・教育相談

機関名	電話	所在地
教育支援コーディネーター室	042-481-7718 (7719)	調布市小島町2-36-1 教育会館5階
教育相談所	042-481-7633	調布市小島町2-36-1 教育会館6階
東京都教育相談センター	0120-53-8288 (いじめ相談ホットライ ン・相談兼用)	新宿区北新宿4-6-1 (東京都子供家庭総合センター内)

◎児童虐待・DVに関する相談

機関名	電話	所在地
調布市子ども家庭支援センターすこやか	0120-087-358 (虐待防止ホットライン)	調布市国領町3-1-38 ココスクエア2階
東京都多摩児童相談所	042-372-5600	多摩市諏訪2-6
東京都児童相談センター	03-3366-4152 (よいこに電話相談)	新宿区北新宿4-6-1 (東京都子供家庭総合センター内)
男女共同参画推進センター	042-443-1213	調布市国領町2-5-15 コクティ-3階

索引

あ

i-ファイル ・ 61

一時預かり事業 ・ 39

居場所事業 ・ 78

延長保育事業 ・ 26

親子のメンタルケア（たんぼぼグループ）相談 ・
54

か

学習支援事業 ・ 78

学童クラブ ・ 28

学童クラブ障害児等送迎事業 ・ 58

緊急一時養護事業 ・ 57

計画の推進 ・ 1

合計特殊出生率 ・ 8

交流保育 ・ 57

小島町歯科診療所 ・ 61

子育て援助活動支援事業 ・ 39

子育て短期支援事業 ・ 39

子育て短期支援事業（ショートステイ） ・ 33

子育てひろば ・ 37

子ども・子育て支援新制度 ・ 3, 14

子ども施設支援事業 ・ 57

子どもの貧困対策 ・ 65

こんにちは赤ちゃん訪問 ・ 35

さ

在宅障害者（児）委託型緊急一時保護事業 ・ 57

在宅障害者ショートステイ事業 ・ 58

JR通勤定期乗車券の割引 ・ 56

時間外保育事業 ・ 26

実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・ 47

児童育成手当 ・ 55, 58

児童虐待防止センター ・ 54

児童扶養手当 ・ 55

重度心身障害者手当 ・ 59

巡回相談 ・ 58

障害児通園事業 ・ 57

障害児通所支援費の支給 ・ 58

障害児福祉手当 ・ 59

障害児保育 ・ 58

障害福祉サービス費の支給 ・ 58

上・下水道料金及び家庭ごみ・粗大ごみ処理手数料
の減免 ・ 56

ショートステイ ・ 33

女性の生きかた相談 ・ 54

人権について考える講演会・講座 ・ 54

心身障害児教育事業費補助金 ・ 58

心身障害者福祉手当 ・ 59

心身障害者扶養共済制度 ・ 59

身体障害者手帳・診断書作成料の助成 ・ 59

スクールサポーター ・ 61

総合福祉センター放課後等デイサービス事業 ・ 58

相談事業 ・ 78

た

待機児童数 ・ 12

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ・ 48

単親家庭居室資金貸付 ・ 56

地域子育て支援事業拠点事業（子育てひろば） ・ 37

地域子ども・子育て支援事業 ・ 21

中等度難聴児補聴器購入費助成金 ・ 61

調布市子ども・若者総合支援事業 ・ 67, 78

調布市要保護児童対策地域協議会 ・ 53, 54

都営交通機関の無料バスの交付 ・ 56

特別児童扶養手当 ・ 58

トワイライトステイ ・ 39

な

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） ・ 35

認可保育所入所率 ・ 10

妊娠に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診） ・ 46

は

発達支援事業 ・ 57

発達の遅れやかたよりのある子ども、障害のある子どもへの支援 ・ 57

母と子どもの健康支援 ・ 49

ひとり親家庭等医療費助成 ・ 56

ひとり親家庭等の支援 ・ 55

ひとり親家庭ホームヘルプサービス ・ 56

病児保育事業（病児・病後児保育） ・ 45

ファミリー・サポート・センター ・ 39

プレイセンターちょうふ ・ 41

ヘルプカード ・ 61

保育需要率 ・ 10

放課後遊び場対策事業（ユーフォー） ・ 28

放課後児童健全育成事業（学童クラブ） ・ 28

訪問入浴サービス ・ 61

母子・女性緊急一時保護 ・ 54

母子・父子自立支援員 ・ 55

母子・父子福祉資金貸付 ・ 56

母子家庭等高等職業訓練促進給付金 ・ 55

母子家庭等自立支援教育訓練給付金 ・ 55

母子就労支援専門員 ・ 55

ま

ママのほんわかタイム（グループワーク） ・ 54

メッセージ（乳児健診時グループワーク）活動 ・ 54

や

ユーフォー ・ 28

養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会そ

の他の者による要保護児童等に対する支援に資

する事業 ・ 36

幼児期の学校教育・保育 ・ 16

幼稚園の預かり保育 ・ 44

要保護児童に関する支援 ・ 53

ら

利用者支援事業 ・ 25

利用者送迎事業 ・ 57

登 録 番 号
(刊 行 物 番 号)
2018-128

調布市子ども・子育て支援事業計画「調布っ子すこやかプラン」
—平成29年度実績報告—

発行日 平成30年10月
発行 調布市
編集 子ども生活部子ども政策課
〒182-8511 調布市小島町2-35-1
Tel 042-481-7105
印刷 庁内印刷

本書は、古紙配合率80%の再生紙を使用しています。